ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアンの城塞支配権ー特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮してー(Ⅰ)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 利夫, SAKURAI, Toshio メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00066989

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアンの城塞支配権

－特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮して－（Ⅰ）

櫻　井　利　夫

目次

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．ジョルジュ・デュビイのシャテルニー概念について
Ⅲ．初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家と城塞建設
　1．初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家
　2．城塞建設、シャイアン城塞とヴィッテルスバッハ城塞
　3．城塞の付属物（以上本号）
Ⅳ．シャイアン城塞の城塞支配権
　A．シャイアン修道院の建立過程から見える修道院領
　　1．バイリッシュツェル修道院領
　　2．フィッシュバッハウ修道院領
　　3．アイゼンホーフェン修道院領
　　4．小括
　B．その他の教会修道院領
　　1．フライジング司教教会領
　　2．フライジング司教座聖堂参事会領
　　3．キューバッハ修道院領
　　4．ヴァイエンシュテーファン修道院領
　　5．小括
Ⅴ．むすび

略記号

DA　：　Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters
Gem　：　Gemeinde
HAB　：　Historischer Atlas von Bayern. Altbayern Reihe I

HHSD VII : Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, Bd.VII. Bayern, hsrg. von Karl Bosl, 3., überarb. Aufl.,1981 (Kröners Taschenausgabe ; Bd.277)

HRG : Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte

LK : Landkreis

MB : Monumenta Boica

MGH DD : Monumenta Germaniae Historica, Diplomata

MGH SS : Monumenta Germaniae Historica. Scriptores

NF : Neue Folge

QE : Quellen und Erörterungen zur deutschen und bayerischen Geschichte, Neue Folge

VuF : Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte.

ZBLG : Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte

ZRG. GA. : Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abtheilung

文献一覧

Arnold Angenendt, Geschichte der Religiosität im Mittelalter (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd. 68), 2. Aufl., 2004.

Aichach im Mittelalter. Herausgegeben im Auftrag der Stadt von Wilhelm Liebhart und Rudolf Wagner, 1985.

Kurt Andermann und Enno Bünz, Kirchenvogtei und adlige Herrrschaftsbildung im europäischen Mittelalter.Eine Einführung, in: Kurt Andermann und Enno Bünz (Hrsg.), Kirchenvogtei und adlige Herrrschaftsbildung im europäischen Mittelalter (VuF, Bd. LXXXVI), 2019.

Christoph Bachmann, Öffnungsrecht und herzogliche Burgenpolitik in Bayern im späten Mittelalter (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte, hrsg. von der Kommission für bayerische Landesgeschichte bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 106), Diss.München 1992, 1996.

Christoph Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte früher Adelsburgen in Altbayern, in : Ferdinand Kramer und Wilhelm Störmer (Hrsg.), Redaktion, Elisabeth Lukas-Götz, Hochmittelalterliche Adelsfamilien in Altbayern, Franken und Schwaben (Studien zur bayerischen Verfassungs-und Sozialgeschichte, Bd. 209), 2005.

Burgen in Mitteleuropa, Bd. I : Bauformen und Entwicklung ; Bd. II : Geschichte und Burgenlandschaften, hrsg. von der Deutschen Burgenvereinigung e. V., durch Horst Wolfgang Böhme, Busso von der Dollen, Dieter Kerber, Cord Meckseper, Barbara Schock-Werner, Joachim Zeune, 1999.

Theodor Bitterauf (Bearb.), Die Traditionen des Hochstifts Freising, 2. Bd. (QE, Bd. 5), 1909.

Johann Boegl, Das älteste Urbar der bayerischen Besitzungen des Hochstifts Freising, in : Oberbayerisches Archiv für vaterländische Geschichte, Bd. 75, 1949.

Georg Dehio, Handbuch der Deutschen Kunstdenkmäler : Bayern III : Schwaben, 1989 und Bayern IV : München und Oberbayern, 2006.

Jürgen Dendorfer, Die Grafen von Sulzbach, in : Ferdinand Kramer und Wilhelm Störmer (Hrsg.), Hochmittelalterliche Adelsfamilien, 2005.

Gertrud Diepolder, Oberbayerische und Niederbayerische Adelsherrschaften im wittelsbachischen Territorialstaat des 13.-15. Jahrhunderts. Ansätze zum Vergleich der historischen Struktur von Ober-und Niederbayern, in : ZBLG 25, 1962.

Philipp Dollinger, Der bayerische Bauernstand vom 9. bis zum 13. Jahrhundert, hrsg. von Franz Irsigler. Vom Verfasser autorisierte Übersetzung aus dem Französischen von Ursula Irsigler, 1982. Titel der Originalausgabe : L'évolution des classes rurales en Baviére depuis la fin de l'époque carolingienne jusqu'au milieu du XIIIe siècle (Publication de la Faculté des Lettres de l'Université de Strasbourg,112), Société d'Édition des Belles Lettres, Paris 1949.

Georges Duby, La société aux XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise, 1953.

Herwig Ebner, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, in : Hans Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts-und verfassungsgeschichtliche Bedeutung I (VuF, Bd. 19 Teil 1), 1976.

Klaus Fehn, Die zentralörtlichen Funktionen früher Zentren in Altbayern. Raumbindende Umlandsbeziehungen im bayerisch-österreichischen Altsiedelland von der Spätlatènezeit bis zum Ende des Hochmittelalters, 1970.

Günther Florschütz, Der Adel des Wartenberger Raumes im 12. Jahrhundert, in : ZBLG 34, 1971, S. 85-164, 462-511, 909-911.

Günther Florschütz, Machtgrundlagen und Herrschaftspolitik der ersten Pfalzgrafen aus dem Haus Wittelsbach, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN. Die Zeit der frühen Herzöge. Von Otto I. zu Ludwig dem Bayern. Beiträge zur Bayerischen Geschichte und Kunst 1180-1350, I/1, 1980.

Günther Florschütz, Burg und Herrschaft Wittelsbach zur Zeit der Pfalzgrafen, in : Aichach im Mittelalter, 1985.

Günther Florschütz, Der Adel des Ebersberger Raumes im Hochmittelalter (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte 88), 1989.

Günther Florschütz, Zur Genealogie der Grafen von Scheyern, in : Forschungen zur schwäbisichen Geschichte, hrsg. anlässlich des 40jährigen Bestehens der Schwäbisichen Forschungsgemeinschaft und zur 20-Jahrfeier der Universität Augsburg von Pankraz Fried (Augsburger Beiträge zur Landesgechichte Bayerisch-Schwabens, Bd. 4), 1991.

Pankraz Fried, Die Landgerichte Dachau und Kranzberg (HAB, Heft 11/12), 1958.

Pankraz Fried, Herrschaftsgeschichte der altbayerischen Landgerichte Dachau und Kranzberg im Hoch-und Spätmittelalter sowie in der frühen Neuzeit (Studien zur bayerischen Verfassungs-und Sozialgeschichte, Bd.I), 1962.

Pankraz Fried, Grafschaft, Vogtei und Grundherrschaft als Grundlagen der wittelsbachischen Landesherrschaft in Bayern. Zu den Anfängen der unteren Gerichts-und Verwaltungsorganisation in Bayern, in : ZBLG 26, 1963.

Pankraz Fried, Vortrag über das Thema : „Von der Grafschaft zur Landesherrschaft und Landeshoheit in (Alt)Bayern", Protokoll über die Arbeitssitzung vom 12. Januar 1963, Konsanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte e. V.

Pankraz Fried, Verfassungsgeschichte und Landesgeschichtsforschung in Bayern. Probleme und Wege der Forschung, in : Wege der Forschung, Bd. LX : Zur Geschichte der Bayern, hrsg. von Karl Bosl, 1965.

Pankraz Fried, Adelige Herrschaft und früher Territorialstaat. Zur Geschichte der Herrschaften Peißenberg und Rauhenlechsberg, in : Gesellschaft und Herrschaft. Forschungen zu sozial-und landesgeschichtlichen Problemen vornehmlich in Bayern. Eine Festgabe für Karl Bosl zum 65. Geburtstag, 1969.

Pankraz Fried, >> Modernstaatliche << Entwicklungstendenzen im bayerischen Ständestaat des Spätmittelalters. Ein methodischer Versuch, in : Hans Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert II (VuF, Bd.14), 1971.

Pankraz Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelsbachische Burgenpolitik im hoch-und spätmittelaltelichen Bayern, in : Hans Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum II (VuF, Bd. 19 Teil II), 1976.

Pankraz Fried (Hrsg.), Die Chronik des Abtes Konrad von Scheyern (1206-1225) über die Gründung des Klosters Scheyern und die Anfänge des Hauses Wittelsbach. In deutscher Übersetzung mit einem Faksimile-Abdruck und der von Philipp Jaffé besorgten Edition herausgegeben von Pankraz Fried, 1980.

Pankraz Fried, Die Herkunft der Wittelsbacher, in : Hubert Glaser (hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Pankraz Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, in : Toni Grad (Hrsg.), Die Wittelsbacher im Aichacher Land. Gedenkschrift der Stadt Aichach und des Landkreises Aichach-Friedberg zur 800-Jahr-Feier des Hauses Wittelsbach, 1980.

Jakob Friedrichs, Burg und territoriale Grafschaften, Diss. Bonn, 1907.

Franz Genzinger, Grafschaft und Vogtei der Wittelsbacher vor 1180, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Manfred Groten, Die Stunde der Burgherren. Zum Wandel adliger Lebenformen in den nördlichen

Rheinlanden in der späten Salierzeit, in : Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 66, 2002.

Bernhard Hanser, Kloster Scheyern. Rechtsgeschichtliche Forschungen, Diss. München 1919, 1920.

Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, hrsg. von Adalbert Erler und Ekkehard Kaufmann, I. Bd., 1971

Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2., völlig überarbeitete und erweiterte Aufl., hrsg. von Albrecht Cordes, Heiner Lück, Dieter Werkmüller und Ruth Schmidt-Wiegand (Hrsg.), Bd. II, 2012.

Werner Hechberger, Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter. Zur Anatomie eines Forschungsproblems, Habilitationsschrift Passau 2003 (Mittelalter-Forschungen, Bd. 17), 2005.

Ingrid Heeg-Engelhart, Das älteste Herzogsurbar. Analyse und Edition (QE, Bd. 37), Diss.Würzburg, 1990.

Historischer Atlas von Bayern. Altbayern Reihe I :

Heft 0 : Sebastian Hiereth, Die bayerische Gerichts = und Verwaltungsorganisation vom 13. bis 19. Jahrhundert. Einführung zum Verständnis der Karten und Texte, 1950.

Heft 2 : Gertrud Diepolder, Das Landgericht Aichach. Text und Karte, 1950.

Heft 14 : Das Landgericht Pfaffenhofen und das Pfleggericht Wolnzach, bearb. von Volker v. Volckamer, 1963.

Heft 17 : Landgericht Aibling und Reichsgrafschaft Hohenwaldeck, bearb. von Franz Andrelang, Diss. München 1966, 1967.

Heft 33 : Hochstift Freising (Freising, Ismaning, Burgrain), bearb. von Helmuth Stahleder nach Vorarbeiten von Kurt Steigelmann, 1974.

Heft 58 : Susanne Margarethe, Herleth-Krentz und Gottfried Mayr, Das Landgericht Erding, 1997.

Heiner Hofmann, Die Gründung des Klosters Eisenhofen-Scheyern. Ein Beispiel wittelsbacher Territorialpolitik, in : Amperland, 1975.

Ludwig Holzfurtner, Die Wittelsbacher. Staat und Dynastie in acht Jahrhunderten, 2005.

Ludwig Holzfurtner, Haziga und Otto : Wie alles begann, in : Alois Schmid/Hermann Rumschöttel (Hrsg.), Wittelsbacher-Studien. Festgabe für Herzog Franz von Bayern zum 80. Geburtstag (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte 166), München 2013.

Friedrich Hector Graf Hundt, Kloster Scheyern, seine ältesten Aufzeichnungen, seine Besitzungen. Ein Beitarg zur Geschichte des Hauses Wittelsbach, 1862.

Johann Ferdinand Huschberg, Älteste Geschichte des durchlauchtigsten Hauses Scheyern-Wittelsbach bis zum Aussterben der gräflichen Linie Scheyern-Valai, 1834.

Philipp Jaffé (Hrsg.), Chounradi Schirensis Chronicon, in : Monumenta Germaniae Historica Scriptores, Bd. XVII, Hannover 1861, S. 615-623.

Walter Jaroschka, Das oberbayerische Landrecht Ludwigs des Bayern, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Harald Jaeger, Traditionsnotizen des Benediktinerinnenklosters Geisenfeld, 1948.

Georg Christian Joannis, F. Conradi Philosophi ord. Benedicti, Chronicon Schirense, et Joannis Aventini Chronicon Schirense, Strassburg 1716.

Max Knitl, Scheyern als Burg und Kloster. Ein Beitrag zur Geschichte des Hauses Scheyern-Wittelsbach sowie zur Geschichte des Benediktiner-Ordens, 1880.

Robert Koch, Die Burg Wittelsbach bei Aichach. Vorbericht über die Ausgrabungen 1978/79, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Andreas Kraus, Das Herzogtum der Wittelsbacher : Die Grundlagen des Landes Bayern, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Ludolf Kuchenbuch, Potestas und Utilitas. Ein Versuch über Stand und Perspektiven der Forschung zur Grundherrschaft im 9.-13. Jahrhundert, in : Historische Zeitschrift 265, 1997,.

Christian Later, Von der Burg zum Kloster ― Scheyern und der frühe Burgenbau der Wittelsbacher, in : Lukas Wirth OSB (Hrsg.), Kloster Scheyern. 900 Jahre Benediktiner am Stammsitz der Wittelsbacher, 2019.

Wilhelm Liebhart, >> advocatiae super possessiones beati Udalrici <<. Zur mittelalterlichen Klostervogtei in Schwaben und Baiern am Beispiel von St. Ulrich und Afra, in : Aus Schwaben und Altbayern. Festschrift für Pankraz Fried zum 60. Geburtstag (= Augsburger Beiträge zur Landesgeschichte Bayerisch-Schwabens, Bd. 5), hrsg. von Peter Fassl, Wilhelm Liebhart und Wolfgang Wüst, 1991.

Wilhelm Liebhart, Burg, Markt und Zoll im 12. Jahrhundert, in : Aichach im Mittelalter, 1985.

Wilhelm Liebhart, Die Stadtgründungszeit (1209-1235), in : Aichach im Mittelalter, 1985.

Richard Loibl, Zwischen Edelfreiheit und Grafenstand : Die Herren von Kamm-Hals. Eine Fallstudie zur Differenzierung edelfreier und gräflicher Geschlechter im 12. und 13. Jahrhundert, in : Ferdinand Kramer und Wilhelm Störmer (Hrsg.), Hochmittelalterliche Adelsfamilien, 2005.

Hans-Martin Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg in Südwestdeutschland, in : Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 117 (NF 78), 1969.

Gottfried Mayr, Die Grafen von Kühbach und ihr Verwandschaftskreis, in : Ferdinand Kramer und Wilhelm Störmer (Hrsg.), Hochmittelalterliche Adelsfamilien, 2005.

Michael Mitterauer, Herrenburg und Burgstadt, in : ZBLG 36, 1973.

Michael Mitterauer, Burg und Adel in den österreichischen Ländern, in : Hans Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum II (VuF, Bd. 19 Teil II), 1976.

Elisabeth Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis. Die Rechtsaufzeichnungen der Grafen von Falkenstein (QE, Bd. XXIX), Diss. München 1973/74, 1978.

Christof Paulus, Das Pfalzgrafenamt in Bayern im Frühen und Hohen Mittelalter (Studien zur bayerischen Verfassungs-und Sozalgeschichte, hrsg. von der Kommission für bayerische Landesgeschichte bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. XXV), Diss. München 2005, 2007.

Christof Paulus, Zwischen König, Herzog und Bruder — Pfalzgraf Friedrich II. von Wittelsbach, in : Seibert, Herbertus/Schmid, Alois (Hrsg.), München, Bayern und das Reich im 12. und 13. Jahrhundert. Lokale Befunde und überregionale Perspektiven, 2008.

Friedrich Prinz, Die bayerischen Dynastengeschlechter des Hochmittelalters, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Wolf-Armin Frhr. v. Reitzenstein, Der Ortsname Wittelsbach, in : Toni Grad (Hrsg.), Die Wittelsbacher im Aichacher Land, 1980.

Karl Theodor Heigel und Sigmund Otto Riezler, Das Herzogthum der Wittelsbacher zur Zeit Heinrichs des Welfen und Ottos I. von Wittelsbach, 1867.

Werner Rösener, Agrarwirtschaft, Agrarverfassung und ländliche Gesellschaft im Mittelalter (Enzyklopädie deutscher Geschichte 13), 1992.

Werner Rösener, Die Grundherrschaft als Forschungskonzept. Strukturen und Wandel der Grundherrschaft im deutschen Reich (10.-13. Jahrhundert), in : ZRG. GA. 129, 2012.

Walburga Scherbaum, Die Grafen Valley, in : Ferdinand Kramer und Wilhelm Störmer (Hrsg.), Hochmittelalterliche Adelsfamilien, 2005.

Alois Schmid, Die Herren von Pettendorf-Lengenfeld-Hopfenohe, in : Ferdinand Kramer und Wilhelm Störmer (Hrsg.), Hochmittelalterliche Adelsfamilien, 2005.

Alois Schmid, Von Margarethenzell auf den Burgberg : Die Anfänge des Klosters Scheyern, in : Lukas Wirth OSB (Hrsg.), Kloster Scheyern, 2019.

Karl Schmid, Geblütsgedenken und adeliges Selbstverständnis im Mittelalter, in : Ausgewählte Beiträge. Festgabe zu seinem sechzigsten Geburtstag, 1983.

Erich Schrader, Das Befestigungsrecht in Deutschland von den Anfängen bis zum Beginn des 14. Jahrhunderts, Diss. Göttingen 1909, 1909.

Richard Schröder und Eberhard Freiherr von Künsberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 7. Aufl., 1932.

Hans Kurt Schulze, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter :

Bd. I : Familie, Sippe und Geschlecht, Haus und Hof, Dorf und Mark, Burg, Pfalz und Königshof, Stadt, 2., verb. Aufl., 1992〔千葉徳夫・浅野啓子・五十嵐修・小倉欣一・佐久間弘展訳『西欧中世史事典 — 国制と社会組織 —』、1997 年〕.

Bd. II : Kaiser und Reich, 1997〔五十嵐修 / 浅野啓子 / 小倉欣一 / 佐久間弘展訳『西欧中世史事典 II — 皇帝と帝国 — 』、2005 年〕.

Gerhard Seeliger, Staat und Grundherrschaft in der älteren deutschen Geschichte, 1906.

Hubertus Seibert, Die entstehende >> territoriale Ordnung << am Beispiel Bayerns (1115-1198), in : Stauferreich im Wandel. Ordnungsvorstellungen und Politik in der Zeit Friedrich Barbarossas, hrsg. von Bernd Schneidmüller und Stefan Weinfurter, 2002.

Max Spindler, Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums, 1937 (Nd. Aalen 1973).

Michael Stephan (Bearb.), Die Traditionen des Klosters Scheyern, 1986 (QE, Bd. 36 Teil 1).

Michael Stephan (Bearb.), Die Urkunden und die ältesten Urbare des Klosters Scheyern, 1988 (QE, Bd. 36 Teil 2).

Wilhelm Störmer, Früher Adel. Studien zur politischen Führungsschicht im fränkischen-deutschen Reich vom 8. bis 11. Jahrhundert, Teil I-II (Monographien zur Geschichte des Mittelalters. In Verbindung mit Friedrich Prinz hrsg. von Karl Bosl, Bd. 6, I-II), 1973.

Wilhelm Störmer, Die Hausklöster der Wittelsbacher, in : Hubert Glaser (Hrsg.), WITTELSBACH und BAYERN, 1980.

Wilhelm Störmer, Die Wittelsbacher als Pfalzgrafen von Bayern, in : Toni Grad (Hrsg.), Die Wittelsbacher im Aichacher Land, 1980.

Wilhelm Störmer, Adel und Ministerialität im Spiegel der bayerischen Namengebung (bis zum 13. Jahrhundert). Ein Beitrag zum Selbstverständnis der Führungsschichten, in : DA, XXXIII/I, 1977.

Theodor Strauß, Stadt und Amt zur Zeit der Ingolstädter Herzöge, in : Aichach im Mittelalter, 1985.

Kamillo Trotter, Die Grafen von Scheyern, Dachau, Valley, Wittelsbach, Pfalzgrafen und Herzöge von Bayern (O. v. Dungern [Hrsg.], Genealogisches Handbuch zur bairisch-österreihischen Geschichte 1. Lieferung, 1931.

Bodo Uhl (Bearb.), Die Traditionen des Klosters Weihenstephan, 1972 (QE, Bd. 27 Teil 1).

Wilhelm Volckert (Bearb.), Die Regesten der Boschöfe und des Domkapitels von Augsburg (Schwäbische Forschungsgemeinschaft 1955- Veröffentlichungen der Schwäbischen Forschungsgemeinschaft bei der Kommission für Bayerische Landesgeschichte, Reihe 2b), 1955.

Rudolf Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, in : Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben 71, 1977.

Rudolf Wagner, Die Wittelsbacher als Grundherren im Aichacher Land, in : Toni Grad (Hrsg.), Die Wittelsbacher im Aichacher Land, 1980.

Stefan Weinfurter, Der Aufstieg der frühen Wittelsbacher, in : Ders., Gelebte Ordnung-Gedachte Ordnung. Ausgewählte Beiträge zu König, Kirche und Reich. Aus Anlaß des 60. Geburtstages, hrsg. von Helmuth Kluger, Hubertus Seibert und Werner Bomm, 2005.

Dieter J. Weiß, Die Memorialkultur der frühen Wittelsbacher in Kloster Scheyern, in : Lukas Wirth OSB (Hrsg.), Kloster Scheyern, 2019.

Eugen Wohlhaupter, Hoch-und Niedergericht in der mittelalterlichen Gerichtsverfassung Bayerns

(Deutschrechtliche Beiträge 12), 1929.
Josef Zitzelsberger, Die Geschichte des Klosters Ensdorf, in : Verhandlungen des Historischen Vereins für Oberpfalz und Regensburg 95, 1954.

Ⅰ．はじめに

本小稿はヴィッテルスバッハ Wittelsbach 家の最初期の城塞シャイアン Scheyern の周囲に横たわるヘルシャフト＝支配権的諸権利の総体を城塞支配権（圏）＝シャテルニー châtellenie として把握しうることを明らかにすることを目的とする。筆者はこれまでドイツの城塞支配権（圏）はフランスのシャテルニーとほぼ同質的なものとして把握されうることを主張してきたが、本稿はこの主張がシャイアン城塞についても当てはまりうることを追究することを意図している。

次に、日本における城塞支配権を巡る研究状況に関し、筆者はすでに縷説したことがあるので、ここでは簡潔に述べるに止めたい。第二次世界大戦直後からほぼ 1960 年代まで極めて活発に行われたヨーロッパ封建制に関する論争過程、とりわけ世良晃志郎氏のグルントヘルシャフト細胞論と木村尚三郎氏等フランス史学の側からのシャテルニー細胞論の間の論争を通じて、ドイツの法制史・歴史学の側でのシャテルニー（城塞支配権）に関する研究の空隙が問題として浮上した[1]。それにもかかわらず、その後中世封建社会への研究関心の後退という事情も相俟って、この空隙を埋めることに寄与するドイツのシャテルニーに関する本格的な研究は、管見の範囲では、筆者によるいくつかの研究を除けば[2]、依然としてほとんど見られないと言っても過言ではないであろう。さ

1　拙稿「トリール大司教の自由所有城塞ザールブルクの城主支配権とシャテルニー」、『法制史研究』、53 号、2004 年、82 頁上段 -86 頁上段、拙著『ドイツ封建社会の城塞支配権』、2017 年、12-14 頁を参照。

2　例えば、拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』、2000 年、同『ドイツ封建社会の構造』2008 年、同『ドイツ封建社会の城塞支配権』、2017 年。

らに、ドイツの研究状況に関し、1976 年にコンスタンツ中世史研究会の研究成果が『ドイツ語圏の城塞、その法制史的及び国制史的意義 第 1-2 部 Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts-und verfassungsgeschichtliche Bedeutung Teil I-II』として公刊されて以来、ドイツの城塞史・城塞国制史・城塞法制史の研究は飛躍的に進展し多くの研究成果が生み出されてきた[3]。しかし、城塞支配権（シャテルニー）に関する立ち入った考察は依然としてほとんどなされていないと言わなくてはならない。このことを、例えば、すでに次のような事情が物語っている。先ず、ハンス・パッツェ Hans Patze 編の『ドイツ法制史事典 Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte』初版の第 1 巻（1971 年刊）で、狭義の城塞に関連する項目として取り上げられたのは、わずかに „Burglehen“（城塞守備レーエン）と „Burgward“（城塞区）の二項目だけであった[4]。その後、同『事典』の第二版（2008 年刊）では、これに „Burg“（城塞）、„Burgfriede“（城塞平和）、„Burggraf“（城代、ブルクグラーフ）、„Burgwerk“（城塞賦役）の 4 項目が付け加えられたにすぎない[5]。このように、同『事典』では Burgherrschaft（城塞支配権）の項目はそもそも収録されておらず、したがってドイツの城塞支配権に関する概略的な説明さえ提供されていない。また同『事典』には、フランス語の châtellenie に対応するドイツ語の Kastellanei の項目もまた収録されていない。他方で、『中世事典 Lexikon des Mittelalters』の第 2 巻（1983 年刊）„Burg“ の項目では、フランドルとフランスの城塞が明確にシャテルニーとして把握されているのに対して、ドイツの城塞についてこのような把握はなされていない[6]。最後に、事態を特徴的に示しているのが、この『中世事典』第 5 巻

3　Hans Patze (Hrsg.) : Die Burgen im deutschen Sprachraum I-II (Vorträge und Forschungen, Bd. 19, Teil I-II. Ihre rechts-und verfassungsgeschichtliche Bedeutung (hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte), 1976.

4　HRG, Bd. I, 1971, für „Burglehen“, Sp. 562f., für „Burgward“, 573f.

5　HRG, 2. Aufl., 2008, Bd. I, für „Burg“, Sp. 737, für „Burgfriede“, Sp. 765f., für „Burggraf“, Sp. 766f., für „Burgwerk“, Sp. 782f.

6　フランドルに関し、M. Ryckaert, Artikel „Burg“, C. Europäische Entwicklung nach Ländern und Regionen unter besonderer Berücksichtigung der Rechts-und Verfassungsgeschichte II :

（1991 年刊）での „Kastellanei“ の項目である。ここで、フランスの R・フォシエ Fossier はヨーロッパのシャテルニーについて一般的に、「城主 Kastellan は、大抵土塁 Motte としてまたしばしば岩の突出部の上に建設された城塞を所有し、通例 2-20 か村を包括する区域を支配した。フォシエはこの勢力範囲の住民は城主の罰令権力 Banngewalt（バン権 Bann）に服させられた」と述べるに止まり、ドイツの城塞支配権について立ち入った検討を行ってはいない[7]。結論的に、代表的な二つの事典における用語の取り上げ方、『中世事典』におけるその筆者がフランス人であること、また記述内容の状況もまたドイツにおける城塞支配権を巡る研究状況を雄弁に物語っている。

さらに、ドイツの研究状況に関わる諸学者の指摘を見ることにしたい。先ず、1997 年に L・クーヒェンブーフ Kuchenbuch は「城塞を中心とした騎士の支配権」の研究が行われるべきことを要請している[8]。この騎士の城塞支配権とは、すぐに後述する W・ヘヒベルガー Hechberger の指摘からも窺われるように、成立期の貴族の城塞支配権、換言すると 11 世紀後半期から 13 世紀中葉頃までの中世城塞の最盛期ないし城塞建設の古典期の城塞支配権を意味し、したがって 13 世紀中葉頃に始まるランデスヘルの城塞支配権または、しばしば城塞を基軸として建設された地方行政組織（アムト Amt）を基礎としたランデスヘルの支配権とは区別される必要がある[9]。次に、2002 年に M・グローテン Groten は「フランスの歴史研究は城主、つまり châtelains の現象にもっと明確に気がついている。そのような châtelains はバン領主権 Bannherrschaften（seigneurie banale）の保持者として、フランスの様々な地域で 10 世紀の末期以

Flandern, in : LM, Bd. II, 1983, Sp. 971ff., bes. Sp. 972、フランスに関し A. Debord, ebenda IV : Frankreich, Sp. 977f., bes. Sp. 979、及びドイツに関し ebenda I : Deutschland, Sp. 965-971 を参照。

7 Fossier, Kastellanei, in : LM, Bd. V, 1991, Sp. 1036.

8 Kuchenbuch, Potestas und Utilitas, S. 130.

9 中世城塞の最盛期、城塞建設の古典期に関し、拙著『ドイツ封建社会の構造』、18 頁を参照。以下の本節の記述について、詳しくは、拙著『ドイツ封建社会の城塞支配権』、10-12 頁も参照。

後、11 世紀初め以後はますます多く史料に登場する。・・・ジョルジュ・デュビイは城塞支配権の成立をフランスの初期中世国制史における決定的な区切りであると評価した」（下線＝筆者）、と述べている[10]。その後、2005 年に W・ヘヒベルガーは、「クーヒェンブーフにより要請された城塞を中心とした支配権の成立についての研究は、史料状況を考慮すると実行することが困難というほかないであろう」と指摘する[11]。これらの指摘に基づいて、初期＝成立期のドイツの貴族城塞の城塞支配権の研究は史料の不都合な伝承状況の故に困難であり、依然として研究上の空隙として残されていると結論される。

のみならず、何故バイエルンの、それもヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞支配権を研究対象として取上げるのか。この関連で、P・フリート Fried が上記のコンスタンツ中世史研究会の研究成果『ドイツ語圏の城塞』に寄稿した論文において、「中世盛期バイエルンの城塞国制史は研究上の明白な空隙である。それはしばしば封が切られているとはいえ、しかし詳細な根本的かつ包括的研究はどこにも行われていない」、と述べていることが注目される[12]。ここでフリートが述べる城塞国制史とは領邦の城塞政策[13]、城塞支配権（城塞アムト）からラントの地方行政組織（アムト）への発展[14]、城塞支配権の内部組織（下線＝筆者）[15]、城塞とラント等族の関係[16]に関する歴史である。したがって、フリートはバイエルンについても城塞支配権の立ち入った研究は未開拓であることを明確に指摘しているのである。なお城塞国制史のこれらの研究課題において、城塞支配権（城塞アムト）からランデスヘルの領邦の地方行政組織（アムト）への発展という視角が顕著に目立っている。これとの関連で、フリートは別の箇所で次のように述べている。すなわち「領邦の城塞政策」の概念は、

10　Groten, Stunde, S. 109.
11　Hechberger, Adel, S. 232f.
12　Fried, Burgenpolitik, S. 333.
13　Fried, Burgenpolitik, S. 335f.
14　Fried, Burgenpolitik, S. 343ff.
15　Fried, Burgenpolitik, S. 352.
16　Fried, Burgenpolitik, S. 352.

「土地と人間に対する既存の支配権的諸権利と義務を中心点としての城塞に組織化すること」、我々の言葉で言えば、城塞支配権として組織化することを意味し、「その場合に、依然として未解決であるのは、そこからランデスヘルのアムトが成立したのかどうかということである」[17]。かくして、フリートのこのような研究状況の認識ないし問題関心は、城塞がヴィッテルスバッハ家も含む「11 世紀以後のバイエルンの君侯の支配権の建設と内部行政において、独占的な役割とは言わないまでも、支配的な役割を演じた」ことを解明することに収斂している[18]。

さらに研究状況に関する Chr・バッハマン Bachmann の見解を見てみたい。バッハマンは「文書史料に基づく古バイエルンの城塞史の研究はむしろ影のような存在をずっと続けてきている」と同時に[19]、「依然としてバイエルンの地方史研究における最大の空隙の一つであること」を指摘する[20]。次いで史料の問題についても「バイエルンの城塞研究の目下の状態と絶望的な展望を次々と思い浮かべるならば、・・・城塞史の初期の時代の研究には、真に、依然として、・・・芸術品についての書物とバイエルン歴史地図 der Historische Atlas von Bayern の書物、個々の家系の系譜・財産史・政治史についての研究成果、及び広く散在した地方史の文献に頼るほかない」ことをも確認する[21]。しかし、バッハマンは、バイエルンで「城塞はヴィッテルスバッハ家の早期に登場したランデスヘルシャフトに基づき特別の意義をもったのではないという主張は・・・無益であろう」と述べて[22]、ランデスヘルシャフトの発展の視角から見た城塞の意義に関し、フリートと同様の見解を示しているといってよいであろう。結論的に、フリートとバッハマンのいずれも、ランデスヘルの領邦の発

17　Fried, Burgenpolitik, S. 334.
18　Fried, Burgenpolitik, S. 352.
19　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 731.
20　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 748.
21　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 731.
22　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 748.

展、特にその地方行政組織たるアムト制の建設に果たした城塞支配権の重要な役割という視点から、未だ研究上の空隙となっている城塞支配権の考察を要請しているものといってよい。

次に、なぜヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアンの城塞支配権を問題として取り上げるのかに関して。ヴィッテルスバッハ家は大公（1180年）、選帝侯（1623年）及び国王（1806年）として1180年から1918年まで738年間に亙り連続してバイエルンを統治した[23]。他方で、後述のように、ヴィッテルスバッハの家名が史料上最初に登場するのは1115年であり、それ以前はこの家系が最初に所有した城塞シャイアン Scheyern に因む姓、フォン・シャイアン von Scheyern を名乗っていた。またこれも後述するように、シャイアンの家名が史料上最初に証明されるのは、1073年よりも前の時期のことである。このシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の例は次のような一般的な現象、つまり、11世紀以来の世襲的な貴族支配権の登場と共に、男系に相続させられまたその主な住居（これは大抵の場合に城塞であるが）に因んで姓を名乗り、遂には極めてしばしば、最早、城塞にのみ因んで姓を名乗り、かくして城塞が命名の基礎となった現象の典型的な例である[24]。さらに、城塞は、元来貴族としての固有権を防衛し貫徹するための道具であったが、やがて13世紀前半期以降ランデスヘルヘと成長していったシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の手中で、この生成途上のラント国家への組み入れに抵抗する貴族に対抗して投入される国家形成のための道具となった[25]。G・フローアシュッツ Florschütz は、正に城塞を中心とするこの貴族支配権の登場を「相当に大きな強度をもつ新たな支配領域、つまりラント諸侯国の胚胞」の誕生と呼んでいる[26]。シャイアン城塞を考察対象として取り上げる一つの目的は、この城塞の周囲に横たわる支配権が相応の纏まりをもつ城塞支配権として、ヴィッテルス

23　Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S. 13.
24　Fried, Herkunft, S. 38 (rechts).
25　Fried, Burgenpolitik, S. 350.
26　Florschütz, Machtgrundlagen, S. 58 (links).

バッハ家の未来の大領国の最初の胚胞をなしたことを明らかにするためなのである。なお付随的に、研究状況に関し、ヴィッテルスバッハ家に関する歴史研究は従来ほとんど専ら、皇帝フリードリッヒ 1 世 Friedrich I. が 1180 年ヴェルフェン Welfen 家のハインリッヒ獅子公 Heinrich der Löwe から剥奪したバイエルン大公領をヴィッテルスバッハ家のオットー Otto に再授封した以後の時代に考察を集中しているように思われる。これについて、W・シュテルマー Störmer は「ヴィッテルスバッハ家に関する歴史叙述は、従来全く圧倒的に、1180 年つまりオットー・フォン・ヴィッテルスバッハ及び彼と共にその後の数世紀間ヴィッテルスバッハ家が大公位を獲得した年に固定されている」と指摘する[27]。この研究上の空隙は史料の伝承状況にも起因するものと推測されるが、ヴィッテルスバッハ家に関する最近の概説書、L・ホルツフルトナー Holzfurtner 著『ヴィッテルスバッハ家 —— 8 世紀間の国家と君侯 Die Wittelsbacher. Staat und Dynastie in acht Jahrhunderten』において、本文 447 頁のうち 1180 年以前の時代に与えられた分量はわずか 6 頁にすぎないことにも、いみじくも示されている。本稿がこの研究上の空隙を埋めることにも寄与することができれば幸いである。

次にバイエルンの、それもヴィッテルスバッハ家を研究対象とする理由に関し、東部辺境では大貴族が土地開拓を通じて大領域の支配権形成に成功したのに対して、バイエルンでは中小の貴族が支配権を特に古定住地 Altsiedelland で建設したために、大領国を建設することができなかった。しかし、大領域の支配権をすでに 12 世紀にほとんど専らバイエルンの古定住地で形成したヴィッテルスバッハ家はその特徴的な例外をなすのである[28]。

27　Störmer, Die Wittelsbacher als Pfalzgrafen von Bayern, S. 63.

28　Prinz, Dynastengeschlechter, S. 261 (rechts).

Ⅱ．ジョルジュ・デュビイのシャテルニー概念について

フランスのシャテルニー研究の嚆矢と謳われるジョルジュ・デュビイ Georges Duby はシャテルニーの内容をなす権利として、軍事罰令権（軍隊動員権と城塞夫役要求権）、裁判権（流血裁判権の意味での高級裁判権か下級裁判権）、保護権力（財産保護権と人格的保護権）、森林・牧場・河川利用権を挙げている[29]。このように、ここでデュビイはグルントヘルシャフト（荘園領主権）に言及していない。しかし、別の箇所でデュビイは「〔荘園の〕領主直営地 réserve と共に、封建時代に最も大きな財産であったのは、これらの exaction〔貢租の徴収・公の夫役の賦課〕と、特に裁判権とタイユ税 taille である」[30]、あるいは「二つの領主権〔＝バン領主権〔罰令権〕と荘園領主権〕は絶対に混じり合うことなく重なり合っていた。バン権に基づいて課された exactiones は、一般に、領主の意識においても従属民の意識においても、直轄領収入とは終始異なっている」と述べ[31]、城主（＝領主）はバン領主権と並んで、同時に荘園領主権ないし直轄領をも保持していたことを間接的に認めている（下線＝筆者）。

他方で、ドイツ史の側でも、ドイツについて城主が荘園領主権ないし直轄領を保持したことが指摘されている。例えば、国制史家 H・K・シュルツェ Schulze は「城塞は所領と支配とに係わる諸権利のための結晶化の核として作用したために、城塞の保持は固有の支配領域を獲得するのに極めて重要であった」[32]、また城塞史家 H・エーブナー Ebner は「付属するグルントヘルシャフトを伴わない城塞は稀にしか存在しない」、あるいは「わずかな城塞だけが付属

29　Duby,La société, p. 108, 166, 226, pp. 322 et sqq を参照。城主の諸権利に関し、他に例えば、R. Fossier, Kastellanei, in : LM, Bd. V, Sp. 1037f. を参照。

30　Duby, ibid., p. 328.

31　Duby, ibid., p. 329.

32　Schulze, Grundstrukturen, Bd. II, S. 103〔千葉他訳『西欧中世史事典』、214 頁上段〕.

のグルントヘルシャフトをもたない」[33]、また最近 W・マイアー Meyer は「その支配の中心としての機能の枠の中で、城塞は多種多様な次元をもち、また精密な、たいてい荘園領主によって組織化された経済的企業の中心をなした」と述べている[34]。したがって、フランスの城塞とドイツの城塞はいずれも、一般に荘園領主権・直轄領を具えていたものと認めてよいことになる。

問題は、デュビイにおいてシャテルニー権力という優越的なバン権力と荘園領主権の二つの領主権は重なりこそすれ、「絶対に混じり合うこと」がない権利であり、要するに、バン権力ならぬ荘園領主権は、シャテルニー権力とは認められないということである[35]。しかしこの問題との関連で、G・ゼーリガー Seeliger のグルントヘルシャフトからバン・グルントヘルシャフト Banngrundherrschaft（罰令権的グルントヘルシャフト）への転換という把握の仕方が注目される[36]。ゼーリガーによると、10・11 世紀にグルントヘルが水車、製パン所等の使用強制権（バナリテ banalité ＝経済的罰令権）を通じて収益の増加を図ると同時に、特に裁判罰令権 Gerichtsbann に基づきグルントヘルシャフトの罰令区に定住しているすべての人間をグルントヘルの裁判所に出頭するよう強制するに至った。その際に、裁判罰令権が在地の支配権を形成する決め手になった。このような権力について、ゼーリガーは「この領域的なまた人格的なオーブリッヒカイト的権力 obrigkeitliche Gewalt は土地所有権と体僕領主権との境界線を越えて進出し、土地所有権から解放される場合に、もはやグルントヘルシャフトではなく、それとは別のものと特徴づけるほうが良い」と述べ（下線＝筆者）、バン・グルントヘルシャフトは荘園領主の従属農民と

33　Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 56.

34　Meyer, Burg als Wirtschaftszentrum, in：Burgen in Mitteleuropa, Bd. II, S. 89 (rechts).

35　シャテルニー権力を優越的なバン権力と捉えるデュビイの見解について、Duby, ibid. p.226 を参照。

36　Seeliger, Staat und Grundherrschaft, S. 3. バン・グルントヘルシャフトに関し、さらに Schulze, Grundherrschaft, in：HRG, Bd. Ⅰ, Sp. 1835；Rösener, Agrarwirtschaft, Agrarverfassung und ländliche Gesellschaft, S. 13；Ders., Grundherrschaft, in：HRG, 2. Aufl., Bd. II, Sp. 584；Ders., Grundherrschaft als Forschungskonzept, S. 60f. を参照。

体僕の枠を超えて罰令区内の全住民に行使される罰令権的な性格をもつことを指摘する[37]。このゼーリガーの見解は、グルントヘルの裁判罰令権と経済的罰令権の現象を看過せず正確に把握しているために、当を得た見解であると評価される。したがって、荘園領主権はバン権（罰令権）ではないことを理由としてこの両者を峻別し、荘園領主権をシャテルニーの一要素とは見なさないデュビイの見解は修正される必要があろう。ただし、荘園領主権は裁判権やフォークタイ等、その他の罰令権とは異なる性格をもつものであることは言うまでもないことである。

さらに、荘園領主権とバン権（罰令権）を概念的に峻別するデュビイの見解の背後には、荘園領主権を私的な経済的団体 association économique、これに対してバン権（罰令権）を公的な権力と見なす見解、換言すれば公法と私法の分離という近代的な法律観を中世社会に逆投影する見解が伏在していると言わざるをえない。このことは、デュビイの次のような表現から窺われる。一方で「荘園領主権は土地の所有者とこれを耕作する人々の間の経済的団体である」[38]、他方では「この領域〔＝城主の支配領域〕の内部で、後者〔城主〕は最初、フランク国家の役人の権力をもっている」[39]、平和維持のための税、田畑と葡萄畑・市場と道路に関わるポリツァイ権力とこれに伴う様々な税徴収権、城塞賦役要求権、取引税、通行税、種々の経済的バン権、流血裁判権・罰令権等、「すべての税、これらすべての権力はその起源をフランク時代の公的制度にもつ」と（下線＝筆者）[40]。城主の罰令権をフランク王国時代に遡る公的な制度と見なすデュビイの見解は、最近のフランス史学によっても大きく修正されている。これに関し、A・デボール Debord はフランスの研究成果を、築城権の問

37　Seeliger, Staat und Grundherrschaft, S. 3. このことについて、他に例えば Rösener, Agrarwirtschaft, Agrarverfassung und ländliche Gesellschaft, S. 13 ; Ders., Grundherrschaft, in : HRG, 2. Aufl., Bd. Ⅱ, Sp. 584 ; Ders., Grundherrschaft als Forschungskonzept, S. 60f. も参照。

38　Duby, ibid., p. 205.

39　Duby, ibid., p. 209.

40　Ibid.

題を基軸に据えて要約し、次のように述べている。

「フランスの研究は半世紀以上も、これらの城塞の成立、城主の支配権すなわちその ban（罰令権力）の性格及び規模の問題を巡る論争によって推進された。長い間びくともせずに、築城権は王権の独占であったという観念が支配的であったので、したがって次のような観念もまた維持され続けた。すなわち、たとえ城主が ――例えばその封主からの離反によって――すでに独立化していたとしても、「公的な」城塞だけが存在し、また城主の罰令権力は「公的な」、ということはつまり公的な権力の保持者（国王やそれぞれの領域諸侯）から城主に譲与された官職であった、という観念（R・オーブナ Aubenas の見解）である。この極端な立場は、最近数年間の研究に基づき、大きく修正されざるをえなくなった。ますます増えている地域研究 ――その中で特に中部フランスの南部についての諸研究は重要な情報を伝えたが ――は、国王権力ないし諸侯権力はその築城権を、多くの場合に維持することができなかったことを明らかにしている。直接間接に君侯に服した城塞ないしその許可を得て建設された城塞、及び彼からレーエンとして与えられた城塞と並び、富裕な自由所有地の所有者により他の者の許可を得ずに建設された城塞が成立した。このような城塞の数は、それぞれの地域に応じて変動する。これらの防備施設は罰令権力を行使するための出発点となった。この罰令権力は、法的には疑いなく、その公的性格に基礎を置くが、しかし罰令権力成立の基礎は、地域的な支配と権力の中心という城塞のプレゼンスに帰せられる。その際に、大きな地域的偏差が明らかになる。一定の地域（ノルマンディー、同様にフランドル、・・・）では、諸侯の権力が強力だったために、諸侯は（若干の危機の時期を除いて）引続き新たな城塞の建設と城主の独立への試みに対する統制権を保持した。フランスのその他の諸地域で、特にロアール河以南の地域（アキテーヌ、グラーフシャフト・トゥールーズ）では、城主

は多かれ少なかれ統制を免れた」（下線＝筆者）[41]。

念のために述べると、ゼーリガーがドイツについて提唱したバン・グルントヘルシャフトの概念は、同じくカロリング帝国の継承国家たるフランスにも当てはまることは、W・レーゼナーの以下の指摘からも見て取れる。

「・・・カロリング帝国の個々の地域で、ヴィリカツィオーン制 Villikationsverfassung は実際にいかなる密度で普及したのか、という問題が設定される。ライン河右岸の東フランク領域では、フローンホーフ制 Fronhofssystem は明らかにロアール川とライン河の間のフランクの中核地帯におけるほど際立たなかった。10 世紀と 11 世紀のうちに、グルントヘルの罰令区（„seigneurie banale“〔バン・グルントヘルシャフト、バン領主権〕）が発展した時に、グルントヘルシャフトの法的性質は多くの地方で変化した。罰令権の一部は、水車、パン焼き竈、酒場のごときグルントヘルの独占的企業による収益の増加に役立てられた。しかし、罰令区形成の際に決め手となり、また農村住民をグルントヘルの裁判所の面前に強制した裁判罰令権が最も重要であった」と[42]。

最後に、研究方法・使用する史料について。シャイアン城塞の周囲に位置するヘルシャフトが城塞支配権＝シャテルニーをなしたことを究明するためには、城主たるヴィッテルスバッハ家の所領ないし権利・権益が位置する場所とその内容を、グルントヘルシャフトと罰令権（裁判権並びにフォークタイ、経済的バン権）に焦点を当てつつ明らかにする必要がある。教会と修道院は初期

41　Debord, Artikel „Burg“, C. Europäische Entwicklung nach Ländern und Regionen unter besonderer Berücksichtigung der Rechts-und Verfassungsgeschichte - IV. Frankreich, in : LM II, Sp. 977f.

42　Rösener, Grundherrschaft, in : HRG, 2. Aufl., Bd. II, Sp. 584 ; Ders., Agrarwirtschaft, S. 13 も同旨。

中世（フランク時代）以来、領明細帳 Polyptichen と財産目録 Inventaren から徴税簿 Heberollen、地代台帳 Zinsregiter と地代帳簿 Gültbücher 等に至るまで、種々のグルントヘルシャフトの所領目録（urbarium, lat., Urbar, dt.）を作成してきた[43]。しかし、これに対して中世盛期の俗人貴族の唯一かつ今日まで伝承された所領目録として、ようやく 12 世紀後半期 1166 年ファルケンシュタイン伯 Graf von Falkenstein の所領目録が存在するにすぎない[44]。他方で、ヴィッテルスバッハ家の最古の所領目録が作成されたのは、1231-1234 年である[45]。したがって、11 世紀後半期から 12 世紀初頭までの時期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家を考察の対象とする本稿では、所領目録という適切な史料は存在しないことになる。ただし、この時期に、自由財産は財産移転の際に初めて捉えることが可能であるために、教会・修道院への贈与に関する文書、特に贈与証書集 Traditionsbuch、及び『シャイアン年代記 Chronicon Schirense』（1210 年頃に成立）が有効な補助的史料として利用される[46]。とは言え、贈与された財産は通例、常に、所領全体のほんの一部分をなすにすぎなかったために[47]、財産の贈与の際に、通例、当該領域に贈与者の極めて大量の財産が存在したと推論される必要がある[48]。そのために、ここで得られた所領のデータは限定的なものとならざるをえない。こうして、本稿では、法制史的・国制史的な研究方法に加えて、経済史的な研究方法もまた前面に押し出されることになる。ただし、所領目録は経済史的情報だけを伝承しているのではなく、これよりも分量は劣

43 Rösener, Artikel, „Urbar“, in : HRG, (V) 35. Lieferung, S. 558f.

44 Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, bes. Einleitung, S. 42*. この Codex, S. 3-73 が所領目録をなす。

45 Heeg-Engelhart, Herzogsurbar, bes. Einleitung, S.11*, 110*. このヘーク－エンゲルハルトの Herzogsurbar〔大公の徴税台帳〕が正にヴィッテルスバッハ家の最古の所領目録（徴税台帳）の刊本である。

46 Genzinger, Grafschaft und Vogtei, S. 113 (links) をも参照。

47 Mayr, Historischer Atlas von Bayern. Teil Altbayen 48 : Ebersberg ― Gericht Schwaben, 1989, S. 123.

48 Genzinger, Grafschaft und Vogtei, S. 113 (rechts) をも参照。

るとはいえ、法制史的・国制史的情報をも含んでおり、この意味でも所領目録は我々の研究の観点から見て無視しえない重要な史料であることが指摘されなければならない。

この点に関し、服部良久氏もまたすでに法制史的・国制史的視角と並び、経済史等その他の視角が必要であることを提唱されていた。すなわち「既に永年の蓄積を誇るドイツのブルク〔＝城塞〕研究の成果は、圧倒的に法制史乃至は国制史の領域におけるものであったと言わねばならない。・・・ブルクは軍事、裁判においてのみならず経済的な意味においても地域中心的機能を備えていたことが明らかにされつつある。とすれば、法制史的観点からのみならず、ブルクをより多面的な周辺地域との関わりにおいてとらえてゆかねばならないであろう」（下線＝筆者）と[49]。この指摘は真に卓見と評価される。

Ⅲ．初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家と城塞建設

1．初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家

現在まで欠けたところのない連続的な家系の起点に位置するヴィッテルスバッハ家の史料上確実視されている始祖は、シャイアン伯オットー Graf Otto von Scheyern である[50]。オットーはフライジング司教教会 Hochstift Freising の譲渡帳簿 Traditionen の中で、1047-1053 年の時期に最初に言及された際に、„*suus archiadvocatus nomine Otto*“〔オットーという名前の司教の大フォークト〕[51]、„*principalis advocatus suus Otto*“〔司教の主席フォークト・オットー〕[52]、または „*advocatus suus Otto*“〔司教のフォークト・オットー〕[53]、さらにその後 1071 年以

49　服部良久「（研究動向）中世におけるブルクと都市―ドイツ学界におけるブルク研究の新動向に触れて―」、『史林』、65-6、史学・地理学・考古学、1979 年、116 頁上段 - 下段。

50　Fried, Herkunft, S. 31; Holzfurtner, Haziga und Otto, S. 25.

51　Bitterauf, Traditionen Freising, Nr. 1451.

52　Bitterauf, Traditionen Freising, Nr. 1452.

53　Bitterauf, Traditionen Freising, Nr. 1454.

前に „*Otto comes de Skyren*“〔シャイアン伯オットー〕[54]、1053-1078 年の時期に最後に言及される際に „*Otto de Skyren advocatiam retinens*“〔フォークタイを保有するオットー・フォン・シャイアン〕[55] と呼ばれる。このように、オットーは 1040 年代にフライジング司教のフォークトとして現れ、その後フォークトであると同時にシャイアン城塞に因んで姓を名乗る伯であったことが明らかになる。また 1071 年以前の「シャイアン伯オットー」の呼称から、シャイアン城塞の存在とオットーの城塞に基づく伯の称号が 1070 年頃には存在したことも明らかになる。しかし、このオットーはそもそもいかなる家系に由来する人物なのかという系譜的問題となると、中世以来議論され、カロリング家 Karolinger、ヴェルフェン Welfen 家、アギロルフィング家 Agilolfinger、ルイトポルディング家 Luitpoldinger、アリボーネン氏族 Aribonensippe、エバースベルク伯 Grafen von Ebersberg 等の諸説が提唱されてきたが、しかしそのいずれの説も異論の余地なく史料に基づいて証明された事実とは認められないために、史料上確実視されているシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の始祖は依然としてこの「シャイアン伯オットー」なのである[56]。

次に、このオットーの妻はハツィガ Haziga であるが、ハツィガは初婚でドナウ河以北のノルトガウ Nordgau その他に広大な所領をもつ伯ヘルマン・フォン・カストゥル Hermann von Kastl と結婚し、またこの伯が 1056 年に死去した後、1057 年以降にオットーと再婚した[57]。このオットーとハツィガ夫妻がすべてのヴィッテルスバッハ家の始祖と見なされる。しかもハツィガはこの家系の「有名な始祖 die berühmte Stammmutter」とさえ呼ばれている[58]。オットーとハツィガ夫妻の間には、エッケハルト Ekkehard、ベルンハルト Bernhard とオッ

54 Bitterauf, Traditionen Freising, 1469.

55 Bitterauf, Traditionen Freising, 1471i.

56 この事情に関し、Fried, Herkunft, S. 29 (links) - S. 31 (rechts) ; Holzfurtner, Wittelsbacher, Einleitung, S. 15 を参照。

57 Schmid, Margarethenzell, S. 47 ; Holzfurtner, Haziga und Otto, S. 25. 彼女の最初の夫ヘルマンの死亡の日付決定について Tyroller, Genealogie, Tafel 14A を参照。

58 Holzfurtner, Wittelsbacher, Einleitung, S. 17.

トー Otto の三人の息子があった。このことに関し、シャイアン修道院長コンラート・フォン・ループブルク Konrad von Lupburg（1206-1225 年）の『シャイアン年代記』は次のように伝承する。

【史料 1】

「その者〔＝亡夫ヘルマン〕の死亡後に、ハツィガは〔再婚した夫〕伯オットー・フォン・シャイアンなる者に〔自身が〕譲渡した〔亡夫ヘルマンの〕遺産を、このオットー、伯たる三人の息子すなわちオットー、ベルンハルトとエッケハルトを通じて所有した *Quo mortuo, cuidam comiti Ottoni de Schyren tradita, per eum tres filios, Ottonem videlicet, Pernhardum et Ekkardum comites, habuit*」[59]。

なお伯オットーにはこの三人の他に、もう一人アルヌルフまたはアルノルト Anulf = Arnord という名前の息子がいた。上記の始祖オットー（1 世）は 1078 年の直後に死亡したものと推定されるが、この年以降の史料にアルヌルフ＝アルノルトは貴族 nobilis フォン・シャイアン[60]、「オットー・フォン・シャイアン、その兄弟アルノルト *Otto de Sciren. Frater eius Arnolt*」（下線＝筆者）[61] または「シャイアン伯オットー、シャイアン伯・・・アルノルト *Otto comes de Schyren, Arnoldus comes..... de Schyren*」（1101-1102 年）[62] の形で現れる。ここから、アルヌルフ＝アルノルトは当初始祖オットー 1 世の息子のオットー（2 世）と同じ貴族身分にあり、また後に同じ伯の称号を名乗ったことが分かる。

59　Jaffé, MGH SS XVII, S. 616, Absatz 3 ; Joannis, Chronicon Schirense, S. 3; Fried (Hg.), Chronik, Absatz 3, S. 20. さらに、このことについて Fried, Herkunft, S. 31 (rechts).

60　Bitterauf, Traditionen Freising, Nr. 1475（1078-1098 年）: *Testes de nobilibus : Arnolt de Schiran* ; Nr. 1487k1（1078-1098 年）: *testes de nobilibus : Arnolt de Skiran* ; Nr. 1625（1078-1098 年）: *nobilis Arnoldus videlicet de Skiran.*

61　Bitterauf, Traditionen Freising, Nr. 1660（1090-1098 年）.

62　Jaffé, MGH SS XVII, S. 619, Absatz 13 ; Joannis, Chronicon Schirense, S. 12; Fried (Hg.), Chronik, Absatz 13, S. 28 ; Stephan, Traditionen Scheyern, Nr. 5, S. 18.

しかしアルヌルフ＝アルノルトはオットー（2 世）と異なり、上述のように『シャイアン年代記』でハツィガの息子とは語られていない。したがって、アルヌルフ＝アルノルトはハツィガの息子ではないが、他方でハツィガの息子オットー（2 世）と全く同等の身分（貴族）と称号（伯）をもっていた。結論として、アルヌルフ＝アルノルトの母親は子の身分の降下という法的効果をもたらす非自由身分（ミニステリアーレ Ministeriale 身分）の女性ではなく、ハツィガと同等の貴族身分の女性であったといわなければならない。K・トゥロッターと P・フリートはアルヌルフ＝アルノルトを始祖オットー 1 世と貴族女性の初婚から生まれた息子とする[63]。始祖オットーには長男アルヌルフ＝アルノルト以下息子が 4 人いたことになる。またハツィガとの結婚はオットーにとっても再婚なのであった。

次にハツィガの出身家系に関し、『シャイアン年代記』はハツィガが「シャイアン城塞の城主の高貴なまた古来の家系の出身者 *nobili et antique genere principum de castro Schyren orta*」と記す[64]。一見して、この記述はハツィガが「シャイアン城塞の城主」の家系の人物であることを語り、そのためにハツィガを夫のオットー 1 世と同じシャイアン家に属する人物とする、理解し難い問題を含んでいる。またこの問題と関連して、この「シャイアン城塞の城主」とはいかなる家系なのかを巡り、従来、賛美する盛り上げの試みとして無視されるべきスペインのアラゴン Aragon 王家のほかに、アンデクス家 Andechser、ズルツバッハ家 Sulzbacher、シュパンハイム家 Spanheimer、またはエバースベルク家 Ebersberger の出身とする見解が散発的に主張されたが、いずれも立証不可能であった[65]。これに対して、最近 G・フローアシュッツが初めて注目すべき見解を提出している。フローアシュッツは、ハツィガをヘルツハウゼン＝

63 Trotter, Grafen von Scheyern, S. 29, „3. Anulf-Arnord“ ; Fried (Hg.), Chronik, Stammtafeln I.

64 Jaffé, MGH SS XVII, S. 616, Absatz 3 ; Joannis, Chronicon Schirense, S. 3 ; Fried (Hg.), Chronik, Absatz 3, S. 20.

65 Schmid, Margarethenzell, S. 47 (links) - S. 47 (rechts).

キューバッハ Hörzhausen = Kühbach 家系に関係づける[66]。この家系はシャイアン城塞と同じパール川 Paar 流域にグラーフシャフト・ヘルツハウゼン＝キューバッハを保持すると同時に、やはり同じ流域にキューバッハ修道院を建立していたが、11 世紀中葉にすでに断絶の途上にあり、当時生存するその最後の男系相続人はバーボ Babo（Balduin バルドゥイーンの愛称）という人物であった。バーボはキューバッハ修道院の建立者たる伯アダルベロー Adalbero の甥に当たり、1060 年頃にガイゼンフェルト Geisenfeld 修道院のフォークトであった。なお、この伯アダルベローの別の甥、したがってバーボの従兄弟ウダルシャルク 2 世 Udalschalk II. はフライジング司教教会、同司教座聖堂参事会及びヴァイエンシュテーファン Weihenstephan 修道院のフォークトであった[67]。ハツィガは「シャイアン城塞の城主の高貴なまた古来の家系の出身者」という『シャイアン年代記』の上記の記述に基づき、フローアシュッツは「彼〔＝オットー〕の妻ハツィガは、伯バーボの娘であった可能性が極めて高いことと見なす」と述べる[68]。シャイアン伯バーボの史料的根拠として、フローアシュッツはガイゼンフェルト修道院の偽造された証書の後代のドイツ語訳された写し（1037 年）を挙げ、そこに登場する「シャイアン伯バーボ Graf Babo von Scheyren」なる人物は「恐らく幻影ではなく、1060 年頃になお生存しているバボー家系の最後の構成員と同一人物」と判断する[69]。さらにフローアシュッツによると、バーボには息子がおらず、娘のハツィガが女性相続人であ

66　Florschütz, Burg und Herrschaft, S. 22. その他 Ders., Genealogie, S. 37-60, bes. S. 46 ; Ders., Machtgrundlagen, S. 46 (links) ; Mayr, Grafen von Kühbach, S. 97-139, bes. S. 114-115 ; Later, Von der Burg zum Kloster, 11 (rechts) - S. 12 (links) ; Holzfurtner, Haziga und Otto, S. 27 ; Ders., Wittelsbacher, S. 17 も参照。

67　Mayr, Grafen von Kühbach, S. 116. ヘルツハウゼン＝キューバッハ家の系図について、ebenda, S. 135 を参照。

68　Florschütz, Burg und Herrschaft, S. 22 ; Ders., Genealogie, S. 46 も参照。

69　Florschütz, Machtgrundlagen, S. 46 (links). この写しとは、MB 14, S. 271 Nr. I, bes. S. 274 である。「バボー家系の最後の構成員」とは Jaeger, Traditionsnotizen Geisenfeld, Nr. 11, S. 50 (MB XIV, S. 186 Nr. 13) und Nr. 14, S. 51 (MB XIV, S. 186 Nr. 15) に現れるガイゼンフェルト修道院の „*advocatus Pabo*“〔フォークト・バーボ〕を指す。

り、ハツィガは最初の夫ヘルマンの死（1056 年）の後、始祖オットーとの再婚の際にシャイアン城塞をキューバッハ家からの持参金としてシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家にもたらしたという[70]。以上がハツィガの出身家系に関するフローアシュッツの見解の概要である。その趣旨は要するに、ハツィガはバーボ・フォン・シャイアンの娘であり、またしたがって 1056 年に断絶したキューバッハ伯の女性相続人であったということである。この見解に対して最近ホルツフルトナーは「確かに完全に証明可能ではないが、しかし根底において事実上他に選択肢がない結論に達した」、とほぼ肯定する評価を下している[71]。我々はキューバッハ家の断絶後にシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家が、かつてキューバッハ家が保持したフライジング司教教会とキューバッハ修道院に対するフォークタイを保持したことを考慮しただけでも、この両家系間の密接な関係を認めることができるために、フローアシュッツの見解に賛成することができる[72]。

2. 城塞建設、シャイアン城塞とヴィッテルスバッハ城塞

先ず、城塞建設の一般的な歴史に関し、初期中世（フランク時代）から 10 世紀までの城塞は、丘陵や沼沢地のような天然の要害に位置し木材と土で建造された大規模城塞であり[73]、敵による襲撃等の緊急時に周辺の住民を収容する避難城塞・民衆城塞であった[74]。11 世紀まで、通常、領主の住居は城塞ではな

70 Florschütz, Genealogie, S. 46.

71 Holzfurtner, Haziga und Otto, S. 27.

72 フライジング司教教会に対するシャイアン家の始祖オットーのフォークタイに関し、HAB 14, S. 10 ; Florschütz, Machtgrundlagen, S. 53 (rechts)、キューバッハ修道院に対する同オットーのフォークタイに関し、Florschütz, Burg und Herrschaft, S. 22 を参照。

73 Schulze, Grundstrukturen II, S. 119〔千葉他訳、228 頁。ただし、訳文は筆者による〕; Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 17f. ; Burgen in Mitteleuropa I, S. 38 (links), 60 (links).

74 Schulze, Grundstrukturen II, S. 91f.〔千葉他訳、203 頁〕, 125〔千葉他訳、233 頁〕; Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 17f. ; Burgen in Mitteleuropa I, S. 38 (rechts).

く、村落（平地）に位置する領主館 Herrenhof であった[75]。城塞は中心的領主館や副次的領主館、所領、及び森林と共に、より大きなグルントヘルシャフト（荘園）の一構成要素であり、このようなものとしてグルントヘルシャフトの付属物なのであった[76]。これに続く 11 世紀から 13 世紀が中世の城塞の最盛期であり[77]、また特に 12 と 13 世紀は中世の城塞建設の「古典期 klassische Epoche」と呼ばれる[78]。この段階では、それ以前の大規模な避難城塞・民衆城塞と明確に異なり、圧倒的大多数の城塞が石や煉瓦で建造され丘陵に位置する小規模な面積の城塞となった[79]。また城塞は防備堅固な軍事建造物の外観と同時に堂々と威信を顕示する外観を呈するものとなった[80]。この段階で最も城塞建設が活発に行われたのは、ザーリアー王朝の皇帝ハインリッヒ 4 世 Heinrich IV.（在位 1056-1106 年）の未成年による王権の弱体期（摂政の統治期）（1056-1065 年）[81]、その直後の司教叙任権闘争の動乱期（1075-1122 年）[82]、シュタウフェン家のフィリップ・フォン・シュヴァーベン Philipp von Schwaben（在位 1198-1208 年）とヴェルフェン家のオットー・フォン・ブラウンシュヴァイク Otto von Braunschweig（在位 1198-1218 年）の二重選挙に伴う王権の危機の時期[83]、最後にシュタウフェン王朝断絶後の大空位時代（1254-1273 年）[84] である。

75　Schulze, Grundstrukturen II, S. 101f.〔千葉他訳、213 頁上段〕; Burgen in Mitteleuropa I, S. 56 (rechts) - 57 (links und rechts).

76　Burgen in Mitteleuropa I, S. 56 (links).

77　Schulze, Grundstrukturen II, S. 104〔千葉他訳、215 頁上段〕.

78　Burgen in Mitteleuropa I, S. 83 (rechts).

79　Burgen in Mitteleuropa I, S. 55, 75 (links) ; Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 18.

80　Burgen in Mitteleuropa I, S. 61 (rechts), 69 (rechts), 75 (rechts) ; Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 18f., 77, 80 ; Schulze, Grundstrukturen II, S. 120, 125〔千葉他訳、228 頁、233 頁上段〕.

81　H-M. Maurer, Entstehung, S. 319ff. ; Groten, Stunde, S. 97, 100. ハインリッヒ 4 世幼少時の王権の無力化について、例えば H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, 9. unveränderte Auflage, 1974, S. 193f. を参照。

82　Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 20.

83　Burgen in Mitteleuropa I, S. 83 (rechts), 86 (links) ; H-M. Maurer, Entstehung, S. 331.

84　Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 20.

次に、シャイアンと（オーバー）ヴィッテルスバッハ両城塞の建設年代の問題に移ることにしたい[85]。先ずシャイアン城塞の建設年代は、本節で上述したように、1071 年以前に「シャイアン伯オットー」、つまりシャイアン城塞を家系の姓とする人物の初出に基づき、従来の研究では、一般に 1070 年頃とされているように思われる[86]。しかし、これも上述したように、始祖オットーの妻ハツィガがシャイアン城塞を父親バーボのキューバッハ家から持参金としてシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家にもたらしたとするならば、その建設年代はそれよりも前のハインリッヒ 4 世の治世の初期、王権の弱体期（1056-1065 年）以前の時期に措定することが可能である。他方で、ヴィッテルスバッハ城塞の建設年代も、この城塞名を家系の姓とする人物の初出を基礎として判断するならば、シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の者として初めて伯オットー（3 世）が „*de Witelinesbac*“〔フォン・ヴィッテルスバッハ〕の姓をもって言及される 1115 年が問題となる[87]。しかし、ヴィッテルスバッハ城塞について、この建設年決定の方法は適用できない。なぜなら、この家系の大公就任後 800 年

85　ヴィッテルスバッハの名前を含む地名としてオーバーヴィッテルスバッハ Oberwittelsbach と、ここからほど遠からぬニーダーヴィッテルスバッハ Niederwittelsbach の二つがあるが、城塞が位置するのはオーバーヴィッテルスバッハである。本稿では、特に断らない限り、「ヴィッテルスバッハ」は後者の意味で使われる。オーバーヴィッテルスバッハ城塞に関し、Dehio, Handbuch III, Artikel „Aichach“, S. 4 und Artikel „Oberwittelsbach“ を参照。

86　例えば Fried, Burgenpolitik, S. 339 ; HAB 14, S. 10 を参照。

87　MGH DH V (online-Ausgabe), Nr. 145 : *Ottoni de Witlinesbac*. 同じ証書はすでに MB XXIV/Nr. 1, S. 9f. にも掲載されているが、しかしここでは 1116 年と年代決定されている。その後 MB XXIX/1 Nr. 442, S. 235 では「1116 年というよりは 1115 年」というように修正されている。最近の文献もこの証書の年代を 1115 年とする。例えば Volckert, Regesten Augsburg, Bd. 1 Lief. 3. 1063 bis 1133, S. 249 Nr. 407 ; Liebhart, >> advocatiae super possessiones beati Udalrici <<, S. 172 ; Paulus, Pfalzgrafenamt, S. 283 und ebenda Anm. 35 ; Weiß, Memorialkultur, S. 80 und ebenda Anm. 26 ; Later, Von der Burg zum Kloster, S. 11 (links) を参照。なおオットー 3 世は始祖オットーとハツィガの間に生まれた 3 人の息子のうちエッケハルト（1 世）の息子であり、始祖の孫にあたる。Hund, Kloster Scheyern の巻末の系図を参照。さらに Trotter, Grafen von Scheyern, S. 31〔系図〕Tafel II „Otto V.“ und S. 33 Nr. 12 „Otto V.“ も参照。

記念祭に当たる 1980 年にこの城山で実施された発掘調査により、一方では、城山の突出部への城塞建設以前にすでに盾壁を具えた土製の防備施設が存在し、また城塞の内部に石造建造物が建っていたことが確認され、他方では 1110 年代に突出部の位置で従来の敷地が 3 倍に拡大され、新たな環状囲壁で取囲むという形で丘陵城塞への改造が行われたことも明らかとなった[88]。また 1980 年の発掘により、先行する防備建造物の建設年代は 10 世紀ないし 11 世紀初期であることも解明された[89]。したがって、文献史料に基づき一見して比較的確実と思われる建設年（1115 年頃）は、処女地への新建設の年代として理解することはできないことになる。もっとも、1110 年代になされた城塞改造がヴィッテルスバッハ家によるものであることは確実なことと見なされる。他方で、10 世紀ないし 11 世紀初期の先行する防備建造物をヴィッテルスバッハ家はいかにして入手したのかは不明確である。この点に関し W・リープハルト Liebhart は「オーバーヴィッテルスバッハ城塞は 11 世紀中葉に断絶したキューバッハ伯並びに修道院建立者の主要城塞であった」と推定するが[90]、始祖オットーの妻ハツィガがシャイアン城塞をキューバッハ家から持参金としてシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家にもたらした可能性があることを考慮するならば、リープハルトの推定はあながち否定することができないと言わざるをえない。

他方で、シャイアン城塞に関し „*huius montis structura*“〔この城山への城塞建設〕の文言が示すように、この城塞は山の上に建設された丘陵城塞 Höhenburg であった[91]。ヴィッテルスバッハ城塞に関しても、村落アイヒャッハ Aichach の「近くの丘陵の上に位置するヴィッテルスバッハ城塞」[92]、「オーバー

88　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 738-S. 739 ; Koch, Burg Wittelsbach, S. 133-138.

89　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 741.

90　Liebhart, >> advocatiae super possessiones beati Udalrici <<, S. 173.

91　Jaffé, MGH SS XVII, S. 620, Absatz 16.

92　HHSD VII,S.3.

ヴィッテルスバッハの城山」または「オーバーヴィッテルスバッハの近くの山の突出部への城塞の建設」[93] の文言から窺われるように、明らかに丘陵城塞であった [94]。この丘陵城塞は、一般的に、11 世紀中葉に成立したと説かれている [95]。また貴族が丘陵城塞に転居しここを継続的な住居とする 11 世紀中葉よりも前の時期には、平地の村落の中か近くの領主館を継続的な住居としていた [96]。言うまでもなく、この領主館は貴族グルントヘルシャフト（荘園）の中心なしていたために、領主館から丘陵城塞への転居は単なる住居の移動ではなく、正に支配の中心の移動という意味をもっていた。上述のように始祖オットー以来この家系が城塞に因んでフォン・シャイアンという姓を名乗ったこと —— 城塞ないし城塞名と家系の姓が結びつけられることは、心性の根本的変化を示す現象として注目されるが [97] —— 、または『シャイアン年代記』の中で、シャイアン城塞は „*habitationis caput*“「中心の住居」[98] と呼ばれたことがすでに明確にそのことを示している。城塞は従来の領主館に代わる支配の新たな基準点となったのである [99]。ここから種々の重大な歴史的帰結が生じた。第一に、軍事的に城主は防備施設と城塞守備隊に基づく軍事力をもつに至ったために、相対的に独立的な地位を維持しまた発展させることができた [100]。第二に、政治的に城主たるシャイアン伯はバイエルンのその他の貴族よりも早期に自身の支配権を、継続的な住居＝固定した場所つまり本拠城塞シャイアンに集中化すると同時に、この城塞を基準として整え始めた [101]。こうしてシャイアン伯は

93　Bachmann, Funktion, Typology und Geschichte, S. 738.
94　Koch, Burg Wittelsbach, S. 133 (links) : Oberwittelsbach.
95　H-M. Maurer, Entstehung, S. 301, 321.
96　H-M. Maurer, Entstehung, S. 321.
97　Burgen in Mitteleuropa II, S. 70 (rechts).
98　Jaffé, MGH SS XVII, S. 619, Absatz 15, S. 620, Z. 3f.
99　Schmid, Margarethenzell, S. 45 (rechts), S. 47 (links).
100　H-M. Maurer, Entstehung, S.320.
101　Seibert, Die entstehende >>territoriale Ordnung <<, S.320.

城塞を基軸に据えて支配権を形成し始めたのである[102]。第三に、村落から離れて丘陵の上に位置する城塞の城主と城塞守備隊は経済的な給養と供給の基盤を必要としたために、城塞に近い位置に農場を取得し、あるいはかなり多くの村落を取得するか、場合により新たに建設することもあった[103]。したがって城主は城塞の周囲にグルントヘル（荘園領主）として組織化した所領の複合体（城塞付属物 Burgzubehör）を保持し、同時にこの複合体たる勢力範囲において権力の独占を要求した企業家であった[104]。

第四に、当時の人々の心性の変化に関し、11 世紀後半期に、貴族は可視的にかつ示威的に農村住民から離れ（所謂「隔地 Distanzierung」）[105]、農村の上に高く聳える丘陵に自己顕示的な堂々たる恒常的な住居として建設した堅固な石造の城塞に住むことにより、必然的に貴族としての優越感情と支配者たる自意識をもつようになった。逆に、この貴族城塞は農村住民の側から見て貴族支配権の壮大な象徴として現れた。城塞それ自体がすでに、また丘陵城塞は特に身分的相違を強化し、かつ城主の貴族支配権を壮大に可視化しかつ意識させた[106]。これと関連して第五に、城塞への継続的な居住に起因する貴族の心性の変化について、貴族城塞の成立は貴族としての意識形成ないし自己了解の転換と時期的に重なり合うことが、一般的に説かれている[107]。シャイアン伯に関しては、上述のように、本拠城塞シャイアンを基軸として支配権を集中しかつ発展させ始めただけでなく、シャイアンの城塞名を家系の姓フォン・シャイアンとした。この関連でさらに、とりわけシャイアン伯たちが *„ab eodem monte Schyrenses principes dicti sunt“*〔同城塞に因んでシャイアン家の城主と呼ばれ

102　Weinfurter, Aufstieg, S. 138.
103　Burgen in Mitteleuropa I, S. 89 (links-rechts).
104　Burgen in Mitteleuropa I, S. 89 (links-rechts) ; Ebenda II, S. 89 (rechts) - S. 90 (links).
105　「隔地 Distanzierung」に関し Burgen in Mitteleuropa II, S. 71 (links) を参照。
106　H-M. Maurer, Entstehung, S. 321 ; Burgen in Mitteleuropa I, S. 75 (rechts) - S. 77 (links) ; Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 12.
107　H-M. Maurer, Entstehung, S. 321, 330f.

た〕こと[108]、換言すればシャイアンの城塞名が今や家系の全体 *„Schyrenses“*〔シャイアン家〕の命名の基礎となったこともまた、シャイアン伯の自己了解の転換を明確に示している[109]。

最後に、貴族城塞の成立は男女両系親的家族団体から男系親的家系への構造転換と時期的に重なり合っていることも、一般的に主張されている[110]。この構造転換は『シャイアン年代記』の中でシャイアン修道院の墓地への家系構成員の埋葬記事から窺われるので、これを見ることにしたい。なお、12 世紀初頭にヴィッテルスバッハ城塞が新たに丘陵城塞として改造・構築されたのに伴い、後述のようにシャイアンは城塞から家修道院に転換され、シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の墓所とされるに至ったのである。本題の埋葬記事は以下の通りである。

【史料 2】

「したがって、(A) 共有の山にして城塞シャイアンは一人や二人の城主によってではなく、より多くの城主により所有されていた。すなわち、同時にその後ダハウ Dachau 城塞に因んで姓を名乗った城主、貴族身分の家系にして戦闘に秀でた人々が一方の持分を所有した。この人々の始祖、アルノルトという名の伯〔1 世、ダハウ伯〕は、卓越した叡智をもつ人物と見なされた。この人物の息子コンラート〔ダハウ伯〕は徳の点で父親と異ならず、その後修道士となり、二人の息子アルノルト〔3 世、ダハウ伯〕とコンラート〔1 世、ダハウ大公〕を相続人として遺したが、二人のうち他方、すなわちコンラートは卓越した徳の鍛錬に基づきダルマティア大公領を獲得した。またこの人物は、皇帝フリードリッヒの治世に、同皇帝がミラノで行った遠征の際に死亡し、かくしてシャイアン修道院に埋葬され

108　Jaffé, MGH SS XVII, S. 619, Absatz 1, S. 621, Z. 6.

109　Seibert, Die entstehende >> territoriale Ordnung <<, S. 257.

110　H-M. Maurer, Entstehung, S.331 ; Weiß, Memorialkultur, S. 79f.

た。コンラート〔2 世、ダハウ大公〕という名前の同人の息子、最良の徳を具える青年は相続人を遺さずに死亡し、同人もまたシャイアン修道院の、父親〔コンラート 1 世〕、先祖と曽祖父〔始祖オットー〕の墓地に埋葬された *Igitur mons et castrum Schyren non ab uno vel duobus principibus, sed a pluribus communis habitabatur. Nam partem unam principes, qui et postea de Dachawe castro dicti sunt, possederant, nobilitatis linea et armis insignes. Horum antiquissimus comes, Arnoldus nomine, magnae prudentiae homo tunc habebatur. Cuius filius Chounradus, dum heredes reliquit. Quorum alter, Chounradus videlicet, per magnae virtutis exercicium Dalmatiae meruit ducatum. Qui et temporibus Friderici imperatoris in expedicione, quam idem imperator Mediolanis habuit, obiit, et apud Schyren sepultus est. Huius filius optimae virtutis iuvenis, Chonradus nomine, sine herede obiit, et item apud Schyren sepulcro patris et attavi et proavi sepultus est.*」（下線＝筆者）[111].

先ず、この記述にみえるアルノルト 1 世はシャイアン家の始祖オットー 1 世の初婚から生れた上述のアルノルトのことである。『シャイアン年代記』の別の箇所で、「証人：・・・シャイアン伯アルノルトとその息子コンラート、しかしその後この両人はダハウ城塞を所有すると同時に、ここから姓を導き出した *Testes : …… Arnoldus comes et filius eius Chouradus de Schyren, sed postea Dachawe castrum possederunt unde et nomen traxerunt*」と記述されていることから [112]、アルノルトは息子コンラートと共にダハウ城塞に拠りつつこの城塞名に因んで姓を名乗り、シャイアン家の分家ダハウ家系を創設したことが分かる。この記述によれば、ダハウ家の初代アルノルト、二代目コンラート 1 世、三代目コンラート 2 世の三名は始祖オットー 1 世以来のシャイアン家の人々に次いで、城塞からの転換により建立されたシャイアン修道院に埋葬された。さら

111　Jaffé MGH SS XVII, Absatz 17, S. 620, Z. 29-38 ; Johannis, S. 14.
112　Jaffé MGH SS XVII, Absatz 13, S. 619, Z. 37-39 ; Johannis, S. 12f.

に、始祖ハツィガとオットー夫妻、二人の息子エッケハルトとベルンハルトその他全員で 20 名のシャイアン＝ダハウ＝ヴィッテルスバッハ家系の構成員がシャイアン修道院を最後の安息の場としている[113]。1180 年皇帝フリードリッヒ 1 世からバイエルン大公領を授封されたヴィッテルスバッハ家のオットー 4 世もまた、1183 年シャイアン修道院に埋葬されている[114]。当修道院を家系の墓所とする慣行は 1267 年まで継続された[115]。この記述は家修道院シャイアンに埋葬された人物として男系親のみに言及し、女系親にはほとんど関心を払っていない。このことは、この家系の人物がシャイアン城塞に因んで姓を名乗っただけではなく、家系全体の姓もまたこの城塞から導き出されたこととも相俟って、貴族城塞の成立と男系親的家系への構造転換は同じ時期に生起した現象であったことを物語っている。この構造転換とも関連することと推測されるが、A・シュミットは、従来通例見られた貴族の単独墓所から新たな家修道院の墓所への「集中化 Zentralisierung」への転換[116]、換言すればシャイアン修道院はシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の「中心的な埋葬地 der zentrale Begräbnisplatz」と化したと述べ[117]、要するにこの転換は城塞が支配権の中心となったことに対応する事態であるという重要な示唆を提示している。また上記の【史料 2】下線部 (A) が示すシャイアン城塞の共同所有という事実もまた[118]、これに対応する事態であると理解される。

113　Schmid, Margarethenzell, S. 68 (links).

114　これに関し、Jaffé, MGH SS XVII, Absatz 21, S. 621 Z. 38-39：〔宮中伯オットーは〕「・・・大公領を取得して 3 年半後に他界し、シャイアン修道院に荘重に埋葬された *...tertio et dimidio anno ducatu potitus, de medio sublatus, apud Schyren magnifice est tumulatus...*」。

115　Schmid, Margarethenzell, S. 68 (links).

116　Schmid, Margarethenzell, S. 67 (rechts).

117　Schmid, Margarethenzell, S. 68 (links).

118　このような共同相続城塞 Ganerbenburg に関し、Friedrich Karl Alsdorf, Untersuchungen zur Rechtsgestalt und Teilung deutscher Ganerbenburgen (Rechtshistorische Reihe, Bd. 9), 1980 を参照。

3．城塞の付属物

前節で述べたように、シャイアン伯はバイエルンのその他の貴族よりも早期に支配権を本拠城塞シャイアンに集中化しつつこの城塞を基準として編成し始めた。このように、城塞が支配権形成の中核をなすという事態をいみじくも表現するのが、城塞の「付属物」なのである。「付属物」を意味する中世の用語はラテン語で attinentia、appertinentia、pertinentia、appenditia、ドイツ語で zugehorung である[119]。これらの用語は例示であり、「付属物」を意味するその他種々の用語がありうることに留意する必要がある。「付属物」の用語は具体的に城塞の売買、質入、贈与等の法律行為の際に、史料上、例えば「城塞並びに・・・そのすべての付属物」„castrum cum …….omnibus suis attinentiis“ のごとき形で現れる。語義に関し、デュ・カンジュ Du Cange の中世ラテン語辞典は appenditia, appertinentia、attinentia, pertinentia の用語について、「付属領域」、「付属領」、territorium（「罰令区」、「支配領域」）、districtus（「罰令区」、「裁判区」）の意味を記す[120]。また J・F・ニールマイアー及び C・ファン・デ・キーフトの編集による『中世ラテン語小辞典 Mediae Latinitatis lexicon minus』は pertinentia の語について明確に、„territoire qui dépend d’un château“〔城塞に付属する支配領域〕ないし „Burgbezirk“〔城塞区〕の意味を収録する[121]。両辞典が「付属物」について記す意味は付属する「罰令区」、「裁判区」、「支配区＝領域」、「城塞区」という点で基本的に一致するということができる。したがって、言葉の意味だけから判断しても、城塞の「付属物」は、城主のバン領域、つまりそのバン権力 Banngewalt が行使される領域、換言すれば城主の支配領

119　ラテン語について、拙著『城塞支配権』、54、60、71、181-183、223-4、225-9、234-7、240、244-6、257、269、282、284-5、290、302-3、ドイツ語について 269 頁を参照。

120　Du Cange, Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis, I. Bd., unveränderter Nachdruck der Ausgabe von 1883-1887, 1954. S. 326, 327, 458；VI. Bd., S. 289.

121　F. Niermeyer and C. van de Kieft (ed.), Mediae Latinitatis lexicon minus, M-Z, 2002, S. 1034.

域、その支配権、城塞支配権＝シャテルニーを意味することになる。この語義の検討に基づく所見は、「付属物」に関するドイツの諸学説の見解、さらに史料に基づく研究の結果とも一致するのである[122]。

ところで、このような城塞支配権＝シャテルニーを意味する用語として、ほかに dominium〔支配領域〕、bannus〔罰令区〕、bannus et districtus〔罰令区と裁判区〕、circuitus（周辺領域、区域）、custodia〔保護区〕、iurisdictio〔裁判区〕、terra〔支配領域〕、territorium〔支配領域、罰令区〕等が確認されている[123]。したがって、一見消極的な響きがする「付属物」の用語は、実質的な意味と内容の面で、これらの用語と同一であると見なされる。次に、史料上、城塞が上記のような「付属物」定式を欠く形で現れることがあり、このケースをいかに把握しうるかという問題がある。この問題に関し、J・フリードリヒス Friedrichs は次のように指摘する。

> 「証書では、城塞の経済的付属物の構成要素が個別的に列挙されている。しかし、そうでなければ、同時に、(A) その構成要素は極めてしばしば、単に概括的に „pertinentia, appertinentia, appendicia, utensilia“ 等々として、詳細な記述をせずに纏められ、それどころか、(B) 城塞はその付属物との確固たる関連において考えられたので、(C) 時折この呼称もまた省略され、またグルントヘルシャフトの全区域について、単に城塞が、命令を下すこの中枢部として言及される」（下線＝筆者）[124]。

下線部 (A) は、「付属物」の用語が、たとえ様々な構成要素つまり権利権益に関する記述を伴わずに単独で記されていたとしても、実態的に様々な権利権益を意味することを明確に示している。さらにフリードリヒスは下線部 (C) の

122　ドイツの諸学説の見解と史料に基づく研究の結果について、各々拙著『城塞支配権』、231-241、243-258 頁を参照。

123　拙著『城塞支配権』、223 頁その他各所。

124　Friedrichs, Burg und territoriale Grafschaften, S. 13.

内容を次のように言い換えている。つまり、城塞の名称は、ヘルシャフトないし財産を同定する中枢部として把握されるべきであり、「提喩 pars pro toto」つまり部分で全体を表す表現法として、このヘルシャフトないし財産を代表していると[125]。したがって、フリードリヒスに即して言えば、上記引用文の全体は、城塞の「付属物」とは、「城塞並びにその付属物」ないし「城塞をその付属物と共に」等々という形で概括的に記述されている場合でも、城塞に付属するヘルシャフトないし財産、つまり我々の言葉で言えば、城塞支配権＝シャテルニーを意味し、それどころか城塞名だけが単独で記されている場合でさえ、それだけですでに城塞支配権＝シャテルニーを意味することになる。城塞が付属物を伴うことは当時当然のことと見なされたことを意味する下線部 (B) もまた、その強い証左となろう。

本稿のテーマたるシャイアン城塞について、「城塞並びに付属物」の表現は、1110/1111 年シャイアン家一門に科せられた破門の刑との関連で現れる[126]。この表現に関する史料の記述は次の通りである。

【史料 3】

「・・・シャイアン家の城主たちは、・・・、神に対する多くの悪事を犯し、またそのために聖ウルリッヒ S. Udalricus と聖ヴォルフガング St. Wolfgang により、同人たちもシャイアン城塞並びにそのすべての付属物も、破門の刑に処せられた・・・*principes Schyrenses, ... , multa contra Deum mala commiserant, unde a sancto Oudalrico et sancto. Wolfgango in excomunicatinem tam ipsi quam castrum Schyrense et omnia eis attinentia inciderant*」（下線＝筆者）[127]。

125　J. Friedrichs, a. a. O., S. 32.

126　破門の年代について Schmid, Margarethenzell, S. 63 (rechts) を参照。

127　Jaffé, MGH SS XVII, S. 622, Absatz 23, Z. 9f. ; Joannis, S. 17.

この史料をこれまでの検討結果と関連させて考えるならば、シャイアン城塞の周囲にも城塞支配権＝シャテルニーが存在したと結論してよいことになる。ただし、その支配権の具体的な内実を、単に「城塞の付属物」を基にして判断することは不可能である。「城塞の付属物」の具体的内容に関する情報を与えてくれる直接の史料は見当たらないが、しかし上記のⅢ 2 で言及したシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の人物として初めて現れる伯オットー（3 世）に対して、国王ハインリッヒ 5 世がヴァイレンバッハ Weilenbach の所領を贈与した証書（1115 年）が差当り参考となるように思われる。なおヴァイレンバッハはシャイアンから西の方向へ約 12km、ヴィッテルスバッハから東へ 11km 弱という比較的近い地点に位置する[128]。この証書の関係部分は以下の通りである。

【史料 4】

「・・・神の慈悲深い恩寵によるローマ人の皇帝ハインリッヒ・・・・・・。朕はオットー・フォン・ヴィッテルスバッハにヴァイレンバッハと呼ばれている自由財産をそのすべての付属物、すなわち村落、両性の非自由人、牧草地、牧場、耕地、森林、狩猟権、河川湖沼または水流、漁業権、粉挽場、水車、道路と道路のない所、取得物及び将来の取得物と共に、それらから生じまたは生み出されうるすべての収益と共に、所有物としてすでに与えたこと、かつ自由に保持すると同時に所有することを認めた……

Heinricus divina favente clementia ..... Romanorum imperator ... . nos Ottoni de Witilinesbac ..... allodium Wilenbac nuncupatum, ... in proprietatem dedimus et libere tenere atque possidere concessimus, cum omnibus suis appendiciis, videlicet villis mancipiis utriusque sexus, pratis, pascuis, campis, siluis, venationibus, aquis

128　ヴァイレンバッハとシャイアンの間、ヴァイレンバッハとヴィッテルスバッハの間の位置関係に関し、各々Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa 2012/2013, S. 242 A6-B6, S. 241 K6- S. 242 A6 を参照。

aquarumve decursibus, piscationibus, molis, molendinis, viis ac inviis, adquisitis et adquirendis, cum omni utilitate, que inde exire vel provenire potest. .....」（下線＝筆者）[129]。

この引用文の下線部で「そのすべての付属物、すなわち」に続くすべての記述が、明らかにヴァイレンバッハの自由財産の「付属物」、つまりその具体的な内容を記述する部分である。したがって、この史料から曲がりなりにも「付属物」の具体的な内容が明らかになる。とは言え、この史料は国王による贈与に関する証書なので、徴税台帳と異なり従属農民が納入する貢租の種類や量または裁判権に関わる事項を記載しておらず、したがってこの記述はなお具体性が劣る定型的な付属物定式と言わざるをえない。しかしそれだけに、ヴァイレンバッハに関するこの【史料 4】が付属物として語る具体的な諸権利・権益は、シャイアン城塞に関する上記【史料 3】で語られる「すべての付属物」の具体的な内容を髣髴とさせるといってよい筈である。

次に、城塞の「付属物」は 11 世紀中葉以降に現れる二つの新たな現象の反映であり、その随伴現象なのである[130]。第一に、貴族一門は 11 世紀中葉まで系譜的に把握されていなかったために、後世の研究者は系統樹 Stammbaum（家系図）を作成することができなかったのに対して、この時期以降貴族一門は系譜的に把握されると同時にその家系の範囲が明確に確定され始まった。第二に、貴族家系は数世代を通じて連続的に居住する住居たるべく意図された城塞を建設するとともに、周囲の支配権を城塞に付属させ、かくして城塞自体が支配権の中心、拡大成長してゆく城塞支配圏の長期に亙って存在し続ける中心となり、同時に貴族家系はこの中心たる城塞に因んで姓を名乗り始め、この城塞を父から息子へと相続させていった。このように見てくるならば、城塞の「付

129　MGH DH V (online-Ausgabe), Nr. 145 ; MB XXIX/1, Nr. 442, S. 235. ただし、引用は前者による。

130　Weinfurter, Aufstieg, S. 138.

属物」は城塞支配権の意味に理解され、それどころか、正に「城塞」の名称それ自体が城塞支配権として把握されなければならない。H・エーブナーが「城塞を示す呼称はしばしば支配権と同義に用いられた」[131]、またA・シュミットが「・・・城塞、その世俗的支配権の目に見える象徴」と指摘したのは真に適切なことと評価される[132]。

この節の最後に、城塞の「付属物」に関連する興味深い史料を検討することにしたい。それは、1235年バイエルンのニーダーアルタイヒ Niederalteich 修道院長ヘルマン Hermann が纏めた、ヴィッテルスバッハ家により「遺産を相続された」貴族家のリストである。その表題は、【史料5】「以下の者は、城塞と所領を含むその遺産が大公ルートヴィッヒとその息子オットーに帰属した者たちである *Isti sunt quorum hereditas cum castris et prediis ad Ludovicum ducem et filium eius Ottonem sunt devoluta*」（下線＝筆者）というものである[133]。先ず、大公ルートヴィッヒとは、ヴィッテルスバッハ家の初代バイエルン大公オットー4世（大公としては1世、始祖オットー1世から数えて4代目）の息子の大公ルートヴィッヒ1世（在位1183-1231年）、息子オットーとは大公オットー2世（在位1231-1253年）を指す。「城塞と所領」の記述における「所領」とは、城塞の周囲に位置する所領、つまり城塞の付属所領＝付属物を意味することは言を俟たない。問題のリストは以下の通りである。

【史料6】

Fridericus et Hermannus lantgravii de Stefninge[134].

[1] *Ulricus comes de Velburg et Chlamme.*

[2] *Tres fratres pruchgravii de Rietenburch vel Ratispona.*

[3] *Otto liber de Werde apud Heiligenstat.*

131 Ebner, Burg als Forschungsproblem, S. 57.

132 Schmid, Margarethenzell, S. 47.

133 MGH SS 17, S. 377.

134 以下 ebenda S. 377。以下先頭に付した番号 [1]〜[8] は筆者による。

[4] *Dipoldus marchio de Vohburch et Chambe.*

[5] *Chunradus dux de Dachawe.*

Fridericus et Otto de Witeleinspach comites palatini.

Heinricus liber de Lantsperch apud Lech flumen.

Heinricus marchio Ystrie de Andehsen.

.....

.....

Otto fratruelis suus dux Meranie de Wolfrathusen.

Otto comes de Phalagia.

[6] *Syboto comes de Hadmarsperch.*

Chunradus comes de Wazerburch

Alhait cometissa de Moren, que habuit Kasteun in montanis.

Sifridus et Bernhardus comites de Leubnawa, quorum erat civitas in Purchhausen.

Chuno comes de Meglinge.

Eberhardus comes de Dornberch.

Heinricus liber de Vilspiburch[135].

[7] *Chalhohus comes de Chirchperch.*

Ratoldus liber de Chager.

Pabo de Elmbrechtschirchen.

[8] *Hadmar et Rapoto fratres de Ahusen sive Landawe.*

Heinricus comes de Ortenberch et Rapoto frater suus comes palatinus Bawarie.

Leupoldus, Perhtoldus, Albertus comites de Bogn.

Ludwicus liber de Hagenawe.

H. et L. liberi de Henchofen.

135　以下 ebenda S. 378。

Insuper ministeriales.

a Item Rapoto palatinus de Rottal.

b Item Otto comes de Grunnpach et Hoholdus, gener suus de Wolmuotsa.

c Item comites de Mospurch.

Item liber de Utendorf.

d Item Leupoldus de Hals comes.

総数で 40 名以上の人名が登場するが、ここでは行論の都合から、番号を付したケースのみを検討することにしたい。先ず、[6] Syboto comes de Hadmarsperch、つまりハルトマンスベルクの伯ジボトー〔6 世〕Graf Siboto von Hartmannsberg を取り上げたい。この伯の家系は一般にファルケンシュタイン伯 Graf von Falkenstein と呼ばれ、12 世紀以来ファルケンシュタイン、ハルトマンスベルク、ノイブルク Neuburg とヘルンシュタイン Hernstein という 4 つの城塞を所有した [136]。これら 4 つの城塞は cometia〔グラーフシャフト〕、officium〔アムト〕、urbs〔シャテルニー＝城主支配領域〕、ないし procuratio〔フォークト管区〕/ prepositura〔伯代理管区〕と呼ばれる城塞管区（城塞アムト）の中心をなし、この管区は各々procurator〔フォークト〕/pepositura〔伯代理〕と呼ばれるファルケンシュタイン伯の最高の官吏により管理された [137]。さらにこの城塞支配圏の中で、伯はラント裁判権（流血裁判権と高級贖罪裁判権の二元主義的な性格をもつ高級裁判権）、その他多数の教会領に対するフォークタイ権力またはそれ以外の罰令権力を行使すると同時に、多数のグルントヘルシャフトをも支配した。ファルケンシュタイン伯はこのような 4 つのシャテルニーを支配する貴族であった。しかし上記の史料に現れるジボトー6 世の時代に至り、その父親ジボトー 5 世の時代までのヴィッテルスバッハ家に有好的な姿勢を放棄すると同時に、これに敵対的なアンデクス＝メラーニエン

136　このことについて拙著『城塞支配権』、特に 18 頁以下を参照。

137　拙著『城塞支配権』、193 頁以下を参照。

Andechs=Meranien 家の陣営に与したために、ジボトー 6 世は 1244 年ヴィッテルスバッハ家の上記の大公オットー 2 世により殺害された[138]。このような関連の中で、ジボトー 6 世の城塞支配権ハルトマンスベルクは、上記の修道院長ヘルマンが【史料 6】を纏める 1235 年までのいずれかの時期に大公に接収されたものと推定される。

したがって、ジボトー 6 世・フォン・ハルトマンスベルクの場合に、【史料 6】で語られた「城塞と付属物」とは、実体的に、ハルトマンスベルク城塞を中心として構築されたヘルシャフト的統一体たるシャテルニーを指すことになる筈である。また同様に、ラテン語で de N. N.（ドイツ語では von N. N.）で表記された上記のその他のケースについてもまた、「城塞と付属物」とは、正に N. N. という城塞を中心として構築されたシャテルニーを意味する筈である。因みに、[1] Ulricus comes de Velburg et Chlamm〔フェルブルク Velburg とクラムとの伯ウルリッヒ〕について、城塞はフェルブルクとクラム Clamm、[2] Tres fratres pruchgravii de Rietenburch vel Ratispona〔リーデンブルクないしレーゲンスブルクのブルクグラーフ（城代）たる 3 兄弟〕について、城塞はリーデンブルク Riedenburg、[3] Otto liber de Werde apud Heiligenstat〔ハイリゲンシュタット近傍のヴェールの自由人オットー〕について、城塞はヴェール Wöhr、[4] Dipoldus marchio de Vohburch et Chambe〔フォーブルクとカームとの辺境伯ディーポルト〕について、城塞はフォーブルク Vohburg とカーム Cham、[5] Chunradus dux de Dachaw〔ダハウ大公コンラート〕について、城塞はダハウ、[7] Chalhohus comes de Chirchperc〔キルヒベルク伯〕について、城塞はキルヒベルク Kirchberg、[8] Hadmar et Rapoto fratres de Ahusen sive Landawe〔アハウゼンないしランダウの兄弟ハダマーとラポトー〕について、城塞はランダウ Landau である。

以上 7 つのケースについて特筆すべきことは、これらの「城塞と付属物」、要するに、これらの城塞を中心とする城塞支配権＝シャテルニーが、バイエル

138　Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S. 80*.

ン大公の支配下に組み込まれた後に、大公の地方行政組織（アムト）として再編成されて生き残り、ヴィッテルスバッハ家の領邦バイエルンの一支柱をなしたことである。換言すれば、正に大公オットー 2 世の治世、丁度折良く 1231-34 年の時期に作成されたバイエルン大公の『最古の徴税台帳 Urbar』の中で、以上 7 つの「城塞と付属物」は大公のアムトとして再び登場してくるのである。すなわち、[1] について Daz ampt ze Velburch〔フェルブルクのアムト〕、[2] について In dem ampt ze Rietenburc〔リーデンブルクのアムトにおいて〕、[3] について In dem ampte ze Werde〔ヴェールのアムトにおいて〕、[4] について In dem ampte ze Vohburc〔フォーブルクのアムトにおいて〕、及び In dem ampte ze Chambe〔カームのアムトにおいて〕、[5] について Daz ampt ze Dachowe〔ダハウのアムト〕、[7] について In dem ampt ze Kirchperch〔キルヒベルクのアムトにおいて〕と[139]。

『最古の徴税台帳』の中で、これらのアムトの各項目では、当該のアムトに属するグルントヘルシャフト [hof] の所在地とそこから納入されるべき貢租の種類（大麦、小麦、ライ麦、カラス麦等の穀物、豚、猪、鵞鳥、鶏、卵、チーズ等）とその各々の分量、大公が与えたレーエンからの収益（貨幣）、フォークタイ [vogetaie] に基づく収益が詳細に記載されている。またこれらのアムトでは、大公の高級裁判権と下級裁判権が行使された[140]。したがって、ヴィッテルスバッハ家のここで取り上げたアムト組織はそれ自体が、疑いなく城塞を中心とするヘルシャフト的統合体＝シャテルニーを構成したのである。このアムト組織は【史料 5】に見られる「城塞と所領（＝付属物）」を継承しつつ、大公ヴィッテルスバッハ家により発展的に構築されたものであることは明らかで

139　[1] について Heeg-Engelhart, Herzogsurbar, Nr. 1863-1894、[2] について ebenda Nr. 1895-1937、[3] について ebenda Nr. 1450-1500、[4] について ebenda Nr. 1433-1449、Nr. 1605-1670、[5] について ebenda Nr. 1250-1290、[7] について ebenda Nr. 791-795 を参照。

140　Schröder und von Künsberg, Lehrbuch, S. 607 Anm. 79 ; Wohlhaupter, Hoch-und Nidergericht, S. 172f. ; Heeg-Engelhart, Herzogsurbar, S .142*.

ある。したがって、このアムト組織の内実（構成要素）は【史料 5】に現れる貴族たちのヘルシャフト的統合体＝シャテルニーの内実（構成要素）を継承し、かつ完全に同一とは言えないまでも、これと大幅に重なり合っていた筈である。結論として、この場合にも、城塞の「付属物」とはヘルシャフト的統合体＝支配権的諸権利の統合体であること、また「城塞と付属物」とは、城塞とその周囲に横たわるこの統合体から構成された城塞支配権＝シャテルニーであることが示された。このことは、本稿で検討対象となっているシャイアン城塞の付属物についても当てはまるものと言わなければならない。さらに、城塞支配権はランデスヘルの地方行政組織へと発展的に解消していったことも確認される。いずれにしても、次節ではシャイアン城塞の「付属物」の具体的な様相、つまりシャイアンの城塞支配権（シャテルニー）の具体的な内実（裁判権、フォークタイ所領、グルントヘルシャフト等）の究明を試みることにしたい。

〔付記 本稿は令和 1～3 年度日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号 19K01246）に基づく研究成果の一部である〕。